

**第9期五戸町高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)**

**令和6年3月
青森県 五戸町**

は　じ　め　に

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）が目前となり、わが国では総人口が減少を続ける一方で、急速な高齢化が進んでいます。また、認知症高齢者の数も年々増加傾向にあり、2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症を発症すると見込まれています。

五戸町の2023年（令和5年）の65歳以上人口は6,600人を超え、町民の42.2%が65歳以上となっています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、85歳以上人口がピークに達し、多様な支援を必要とする高齢者が増加する一方で、生産年齢人口の急減に伴い、介護人材不足が懸念されています。

今回策定いたしました「第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、3年前に策定した第8期計画の取組をさらに進めるものであり、たとえ介護が必要になつても可能な限り『誰もが住み慣れた地域で安心して年を重ね、その人らしい生活が実現できる地域づくり』を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進に加え、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、一人ひとりがいきいきと暮らし、共に創る全世代型の「地域共生社会」の実現を目指します。

皆様の大好きな五戸町の高齢者施策、また福祉施策の更なる発展のため、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「五戸町介護保険事業計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

五戸町長　若宮　佳一





目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠・位置づけ等	4
(1) 法的根拠	4
(2) 計画の位置づけと他計画との関係	4
(3) 地域性を踏まえた計画	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
(1) 策定委員会の開催	5
(2) 被保険者の意見の反映	5
5 介護保険制度等の改正の概要	6
第2章 五戸町における高齢化の現状等	9
1 五戸町の概況	9
2 日常生活圏域の設定	10
3 高齢者人口の推移	10
4 高齢者世帯の状況	11
5 高齢者世帯の住居の状況	12
6 被保険者の状況	12
7 要支援・要介護認定者の状況	13
(1) 第1号被保険者	13
(2) 第2号被保険者	14
8 介護給付実績データの分析結果	15
9 第9期計画における課題の整理	19
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 第9期計画の目標指標	25
4 施策体系図	26
第4章 計画の推進	29
基本目標 I 健康・生きがいづくりや介護予防の支援	30
1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	30
2 健康づくりへの支援	30
(1) 「健康五戸21」計画の実施	30

(2) 健康づくりのための健康診査等の実施	30
(3) 感染症の予防策.....	30
(4) 地域ぐるみ健康づくりの推進.....	31
3 自立支援、介護予防・重症化防止の推進	31
(1) 一般介護予防事業の取組	31
4 高齢者の生きがいづくり	34
(1) 就労機会の確保.....	34
(2) 生涯学習機会の充実	34
(3) 老人クラブ	35
(4) 敬老会	35
(5) 五戸町民の長寿を祝う事業.....	35
(6) 老人スポーツ大会.....	36
(7) NPO、ボランティア等の活動	36
基本目標Ⅱ 高齢者の暮らしを支える支援体制	38
1 町独自の高齢者サービスの充実.....	38
(1) 高齢者福祉サービスの提供.....	38
2 生活支援サービスの充実	39
(1) 訪問介護型サービスの提供.....	39
(2) 通所介護型サービスの提供.....	40
(3) その他生活支援サービスの提供	41
3 任意事業	41
4 高齢期の住まいとまちづくり	43
(1) 福祉と連携した住まいの確保.....	43
(2) 身近な生活環境の整備	43
(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進	44
5 防災対策等の推進	44
基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進	45
1 地域包括支援センターの機能強化	45
(1) 地域包括支援センターの運営.....	45
(2) 機能強化に向けた自己評価と町評価の取組	47
(3) 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公開	47
2 在宅医療・介護連携の推進	47
(1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進	47
(2) 在宅医療・介護連携に関する取組	48
(3) 二次医療圏内・関係市町村の連携	49
3 認知症施策の推進	50
(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策	50
(2) 早期発見、早期対応の推進.....	51

(3) 認知症の人や介護者への支援.....	51
(4) 認知症バリアフリーの推進.....	52
4 権利擁護の取組の推進	52
(1) 成年後見制度の利用促進	52
(2) 高齢者虐待防止対策の強化.....	53
5 生活支援サービス等の体制整備.....	53
6 地域ケア会議の推進.....	53
(1) 地域ケア会議の運営と課題検討.....	53
(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発	54
基本目標IV 持続可能な介護保険事業の運営	55
1 効果的・効率的な介護給付の推進.....	55
(1) 第9期計画の目標.....	55
(2) 介護人材の確保策.....	55
(3) ケアマネジメントの質の向上.....	56
2 保険者機能の強化.....	56
(1) 第6期五戸町介護給付適正化計画	56
3 介護保険事業の円滑な運営	59
(1) 介護サービス情報の周知	59
(2) 要介護認定体制等の整備	59
(3) 災害時や感染症に対する対策.....	60
4 介護給付サービスの利用状況と見込み量	61
(1) 居宅サービス.....	61
(2) 地域密着型サービス	67
(3) 施設サービス.....	70
第5章 介護保険料の算出.....	75
1 高齢者人口推計	75
2 要介護等認定者数推計	76
3 被保険者数推計	76
(1) 被保険者数推計	76
(2) 所得段階別第1号被保険者数推計	77
4 介護保険料の推計	78
(1) 推計方法の手順	78
(2) 総給付費の見込み	79
(3) 標準給付費・地域支援事業費の見込み	81
(4) 第9期計画期間における介護保険料基準額	82
第6章 計画の推進と評価等	87
1 計画運用に関するP D C Aサイクルの推進	87

（1）計画の進行管理及び点検体制.....	87
（2）保険者機能強化推進交付金等の活用	88
2 推進体制の整備・強化.....	89
（1）内部推進体制の強化.....	89
（2）県による市町村支援.....	89
（3）近隣の市町村相互間の連携.....	89
資料編.....	93
1 アンケート調査実施概要	93
（1）調査の目的	93
（2）調査の概要	93
（3）調査結果から見えた高齢者の現状	94
2 五戸町介護保険事業計画等策定委員会条例	103
3 五戸町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿	104
4 五戸町介護保険事業計画等策定委員会の開催状況	105



第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして2000年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展しています。今後、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向が地域ごとに異なるなかで、持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

国では、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込量を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

この間、介護保険制度は、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を地域の実情に応じて深化・推進してきました。

2025年（令和7年）が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

一方、介護サービス利用者数はピークを過ぎ減少に転じることが予測されるため、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される中で、現役世代人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

以上のことを踏まえ、五戸町（以下「本町」という。）では、第8期計画の基本理念等を継承しながら、国の基本指針等に基づき、高齢者が健康で生きがいのある暮らしができるよう関係機関と連携を図り、介護保険制度の持続可能な運営に向けて、「第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）を策定しました。



2 計画の法的根拠・位置づけ等

（1）法的根拠

第9期計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

（2）計画の位置づけと他計画との関係

第9期計画は、五戸町総合振興計画を上位計画として、町の将来像を実現するための高齢者を対象とした個別計画となるため整合性を図るとともに、効率的で質の高い医療提供体制の構築と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、青森県老人福祉計画・介護保険事業支援計画等の県関連計画や国の基本方針等との整合性を図りました。

また、保健福祉施策に関する五戸町地域福祉計画等の諸計画、その他の法律の規定による計画との調和を図りました。

（3）地域性を踏まえた計画

本町では、高齢化率が年々増加しており、さらに核家族化に伴って高齢者世帯の戸間独居高齢者が増加するなど、今後一層高齢化が進展する中で、健康寿命の延伸に向けて介護予防を充実させるとともに、介護が必要になった際には安心してサービス利用ができる供給体制と環境整備が本町の課題となります。また、町民にとって老年期の生き方は、制度やサービスによって決められるものではなく、自ら生きたいという意志を実現できるよう、必要なサービスを提供していくことが大切です。

そのためには、2022年度（令和4年度）に実施した「介護予防・生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の分析結果から、町民が本当に必要としているサービスの種類や量を把握するとともに、高齢者が生きがいをもって日常生活が営めるよう、地域環境の整備（地域づくり）を行っていくことが重要となります。

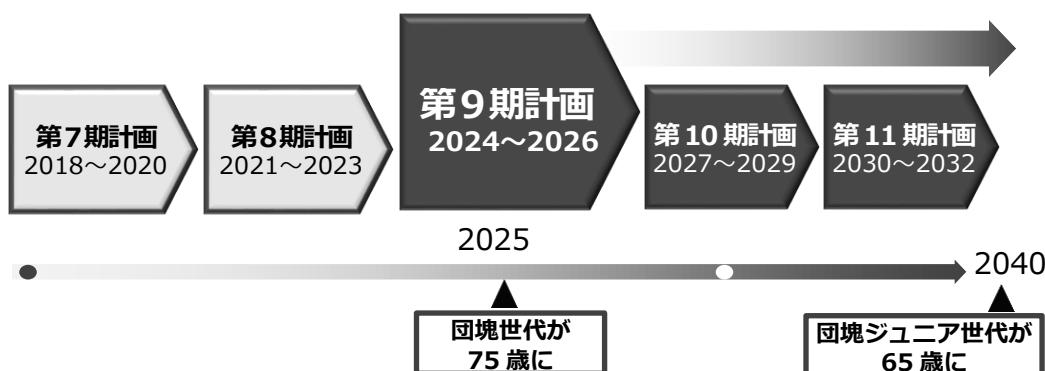


3 計画の期間

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期とし、第9期計画は2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの計画期間となります。

保険料については、保険料率が概ね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬことから、保険料の算定の基礎となる介護保険事業計画については3年ごとに見直しを行うことになります。

■2040年を見据えた介護保険事業計画の期間



4 計画の策定体制

第9期計画を策定するにあたっては、庁内関係各課や外部の関係機関等の検討体制の整備を図るとともに、現に保健医療サービスや福祉サービスを利用している要介護者とその家族等をはじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じました。

(1) 策定委員会の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステムの構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じた内容を検討する必要があります。そのため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の幅広い関係者から構成される計画策定委員会等を開催し、集約された意見を計画に反映させました。

(2) 被保険者の意見の反映

介護保険事業計画で今後の介護サービスの水準を明らかにすることにより次期の保険料を決めるところから、介護保険事業計画の作成及び変更にあたっては、被保険者である住民代表の方からも本町の計画策定委員会に参加していただき意見を反映させるよう配慮しました。



5 介護保険制度等の改正の概要

第9期（令和6年度～8年度）においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年（令和7年）を目指した地域包括ケアシステムの強化、さらに現役世代の減少が加速する2040年（令和22年）を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第9期計画に位置づけることが求められています。

①介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を推進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保
- 重層的支援体制整備事業などによる障害福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 保険者機能の強化を踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実、見える化

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 介護人材確保のため、待遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善、外国人材受け入れのための環境整備
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化



第2章



五戸町における 高齢化の現状等



第2章 五戸町における高齢化の現状等

1 五戸町の概況

1889年（明治22年）4月、町村制施行により五戸村となり、1915年（大正4年）11月に町制を施行して「五戸町」が誕生しました。その後、1955年（昭和30年）7月に川内村・浅田村と合併、さらに野沢村手倉橋・豊崎村豊間内の一部区域を編入。2004年（平成16年）7月、倉石村を編入合併して現在に至っています。

本町は、三戸郡の東北部に位置し、東西約20.7km、南北約18.6kmにわたり広がる北東・南西方向に長いほぼ楕円形の形状を成しています。

東は八戸市・西は新郷村、南は南部町、北は十和田市・六戸町・おいらせ町とそれぞれ接し、八戸市から西に約15.5km、十和田市から南東に約12.5kmの距離となっています。

■五戸町の位置図





2 日常生活圏域の設定

地域における住民の生活を支える基盤は、保健・福祉や医療関連の施設だけでなく、住まいや公共施設、交通網、さらにはこうした地域基盤を繋ぐ人的なネットワークも重要な要素です。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要となってきます。

生活圏域の設定の基本的な考え方について、本町においては、介護保険制度発足以前より実施してきた福祉充実に向けての取組の中で、現在の事業者等の協力を得ながら高齢者・福祉政策を維持してきた現実をみる時に、日常生活圏域の細分化を図るのではなく、現体制の有機的有効利用を図りサービス内容を充実させる意味からも、町全体を一つの圏域ととらえて高齢者福祉対策に取り組みます。

3 高齢者人口の推移

総人口は年々減少し、2020年（令和2年）には16,761人となり、2023年（令和5年）9月末現在で15,724人となっています。

年齢階級別にみると、40歳から64歳の人口は、2017年（平成29年）から2023年（令和5年）にかけて937人減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、2017年（平成29年）から2023年（令和5年）にかけて182人増加しています。高齢化率は、県を上回り、2023年（令和5年）には42.2%まで上昇しています。

■ 人口構造の推移

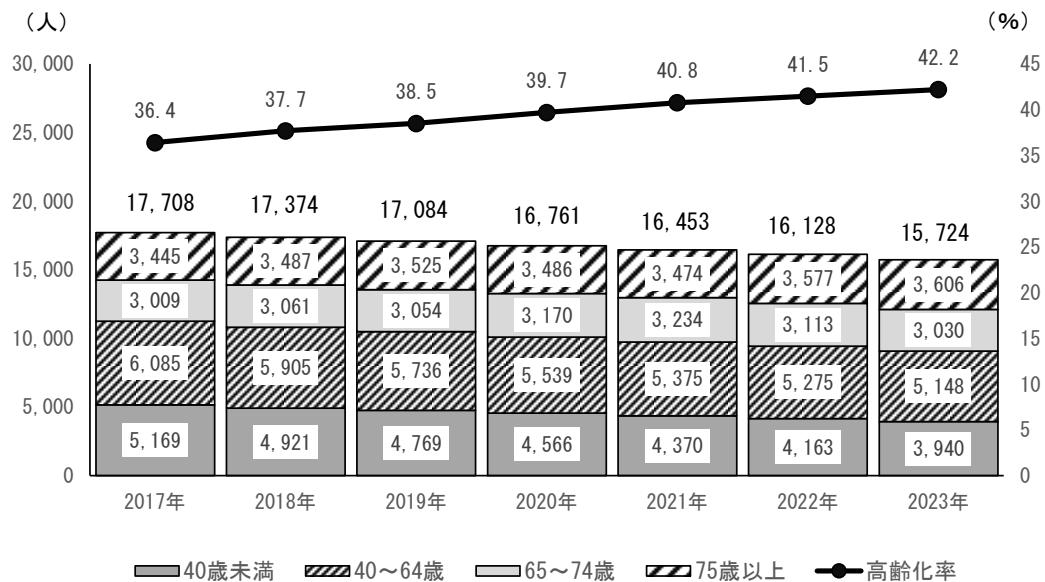
(単位)人口:人、比率:%

	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
総人口 (A)	17,708	17,374	17,084	16,761	16,453	16,128	15,724
40～64歳人口 (B)	6,085	5,905	5,736	5,539	5,375	5,275	5,148
比率 (B/A)	34.4	34.0	33.6	33.0	32.7	32.7	32.7
前期高齢者人口 (C)	3,009	3,061	3,054	3,170	3,234	3,113	3,030
65～69歳人口	1,711	1,706	1,636	1,616	1,599	1,504	1,410
70～74歳人口	1,298	1,355	1,418	1,554	1,635	1,609	1,620
比率 (C/A)	17.0	17.6	17.9	18.9	19.7	19.3	19.3
後期高齢者人口 (D)	3,445	3,487	3,525	3,486	3,474	3,577	3,606
75～79歳人口	1,097	1,110	1,166	1,123	1,084	1,176	1,220
80～84歳人口	1,114	1,092	1,050	1,000	946	936	945
85歳以上人口	1,234	1,285	1,309	1,363	1,444	1,465	1,441
比率 (D/A)	19.5	20.1	20.6	20.8	21.1	22.2	22.9
高齢者人口(C)+(D) (E)	6,454	6,548	6,579	6,656	6,708	6,690	6,636
高齢化率 (E/A)	36.4	37.7	38.5	39.7	40.8	41.5	42.2
青森県の高齢化率	31.2	31.9	32.6	33.4	33.9	34.5	35.1

資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)。青森県の高齢化率は、地域包括ケア「見える化」システム



■人口と高齢化率の推移



4 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯の割合をみると、2020年（令和2年）は66.7%で2010年（平成22年）より7.1%上昇しています。高齢者のいる世帯のうち、高齢者単独世帯は2015年（平成27年）に減少に転じ、2020年（令和2年）では増加し、高齢者夫婦世帯は増加傾向で推移しています。

■高齢者世帯の状況

(単位)世帯数:世帯、比率:%

	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
総世帯 (a)	6,165	6,110	6,040
高齢者のいる世帯 (b)	3,727	3,952	4,029
比率 (b/a)	60.5	64.7	66.7
高齢者単独世帯 (c)	582	735	876
比率 (c/a)	9.4	12.0	14.5
高齢者夫婦世帯 (d)	581	689	824
比率 (d/a)	9.4	11.3	13.6

資料:国勢調査



5 高齢者世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯は、「持ち家」が73.1%と最も高く、「公営住宅」が37.9%、「間借り」が22.4%と続きます。

■高齢者世帯の住居の状況

(単位)世帯数:世帯、比率:%

		持ち家	公営住宅	民間の借家	社宅・官舎	間借り	その他	計
総世帯	(A)	5,241	195	469	40	67	28	6,040
高齢者のいる世帯	(B)	3,831	74	104	0	15	5	4,029
比率	(B/A)	73.1	37.9	22.2	0.0	22.4	17.9	66.7

資料:2020年(令和2年)国勢調査

6 被保険者の状況

第8期(2021年度～2023年度)は、第1号被保険者の所得段階を10段階とし、保険料の負担軽減を考慮しました。

■所得段階別被保険者数と構成割合の推移

(単位)人数:人、構成比:%

	2019年度 (R1年度)		2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)	
	人数	構成比								
第1段階	1,207	18.3	1,211	18.2	1,160	17.3	1,168	17.4	1,146	17.2
第2段階	718	10.9	738	11.1	778	11.6	798	11.9	830	12.5
第3段階	475	7.2	515	7.7	516	7.7	583	8.7	594	8.9
第4段階	1,061	16.1	1,034	15.5	972	14.5	903	13.5	871	13.1
第5段階	1,089	16.5	1,120	16.8	1,128	16.8	1,179	17.6	1,095	16.5
第6段階	1,003	15.2	1,020	15.3	1,049	15.6	1,024	15.3	1,017	15.3
第7段階	584	8.9	601	9	645	9.6	625	9.3	656	9.9
第8段階	238	3.6	231	3.5	261	3.9	242	3.6	263	3.9
第9段階	121	1.8	110	1.7	103	1.5	96	1.4	100	1.5
第10段階	101	1.5	86	1.3	92	1.4	88	1.3	79	1.2
計	6,597	100	6,666	100	6,704	100	6,706	100	6,651	100

資料:介護保険システム(各年10月1日現在)



7 要支援・要介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者

第1号被保険者数は年々増加し、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）にかけて60人増加しています。

認定者数は、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）にかけて11人増加しています。要介護度別にみると、要介護1～3を除き増加しています。認定率は15%台で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移（第1号被保険者）

（単位）認定者数：人、割合・認定率：%

	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
第1号被保険者数	6,591	6,667	6,724	6,706	6,651
認定者数	1,014	1,002	1,045	1,044	1,025
要支援1	52	50	65	60	59
割合	5.1	5.0	6.2	5.7	5.8
要支援2	78	86	93	92	96
割合	7.7	8.6	8.9	8.8	9.4
要介護1	200	188	207	182	179
割合	19.7	18.8	19.8	17.4	17.5
要介護2	208	189	188	187	190
割合	20.5	18.9	18.0	17.9	18.5
要介護3	162	153	159	165	160
割合	16.0	15.3	15.2	15.8	15.6
要介護4	183	189	199	219	196
割合	18.0	18.9	19.0	21.0	19.1
要介護5	131	147	134	139	145
割合	12.9	14.7	12.8	13.3	14.1
認定率	15.38	15.03	15.54	15.56	15.41

資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(2) 第2号被保険者

第2号被保険者数は年々減少し、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）にかけて588人減少しています。

認定率は、2020年度（令和2年度）まで増加し、2021年度（令和3年度）から2022年度（令和4年度）まで減少し、2023年度（令和5年度）では増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移（第2号被保険者）

（単位）認定者数：人、割合・認定率：%

	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
第2号被保険者数	5,736	5,539	5,375	5,275	5,148
認定者数	32	34	21	19	21
要支援1	3	5	2	6	7
割合	9.4	14.7	9.5	31.6	33.3
要支援2	9	10	7	5	4
割合	28.1	29.4	33.3	26.3	19.0
要介護1	4	4	3	2	2
割合	12.5	11.8	14.3	10.5	9.5
要介護2	5	5	4	1	2
割合	15.6	14.7	19.0	5.3	9.5
要介護3	1	1	0	1	3
割合	3.1	2.9	0.0	5.3	14.3
要介護4	4	4	2	3	2
割合	12.5	11.8	9.5	15.8	9.5
要介護5	6	5	3	1	1
割合	18.8	14.7	14.3	5.3	4.8
認定率	0.56	0.61	0.39	0.36	0.41

資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）



8 介護給付実績データの分析結果

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、取得データから五戸町の地域分析を行い、その結果を以下に記載しました。

○認定率は減少傾向にあり、2023年（令和5年）は15.2%となっています。また、全国、青森県、近隣・同規模自治体の中で最も低くなっています。認定者数も減少傾向にあり、2023年（令和5年）は1,012人となっています。近隣・同規模自治体の中で藤崎町に次いで低くなっています。

■ 要支援・要介護認定率の推移に関する比較（2018～2023年各年3月末）

単位:%	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
五戸町	要支援1	0.9	0.9	0.7	0.9	0.8
	要支援2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.3
	要介護1	3.2	2.8	3.0	3.0	2.7
	要介護2	3.1	3.1	3.0	2.7	2.8
	要介護3	2.9	2.7	2.2	2.3	2.3
	要介護4	2.7	2.6	2.8	2.9	3.0
	要介護5	2.4	2.2	2.1	2.1	1.9
	合計認定率	16.4	15.5	15.2	15.3	15.2
南部町	17.7	17.3	17.4	17.5	16.9	16.9
東北町	21.0	20.8	21.2	20.8	21.2	20.9
七戸町	20.8	20.4	19.8	19.5	20.2	20.0
藤崎町	18.6	18.6	18.1	18.4	18.7	18.5
八戸市	15.6	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7
青森県	18.0	17.9	17.8	17.9	17.9	17.9
全国	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

（出典）2018～2021年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
2022、2023年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

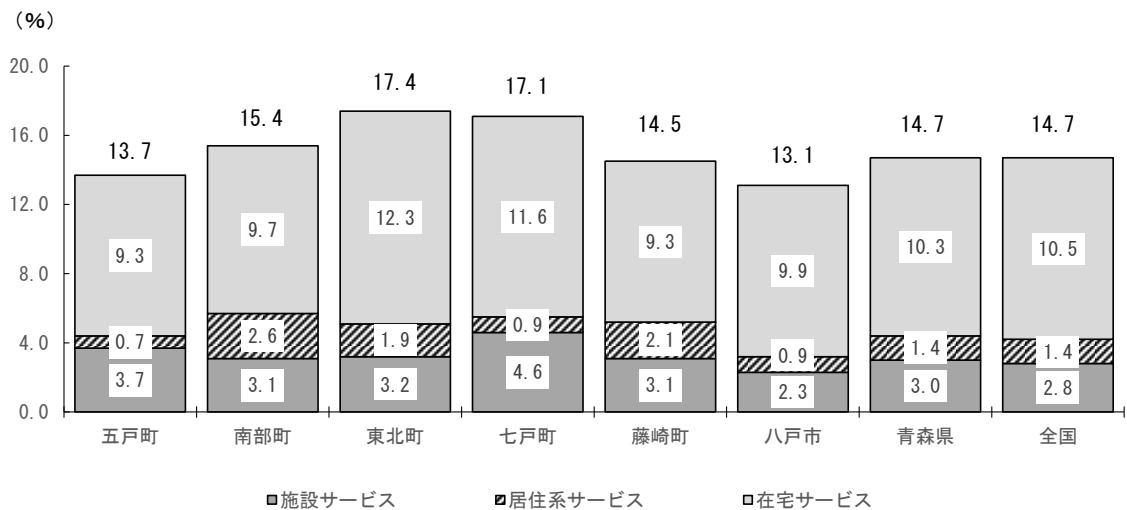
■ 要支援・要介護認定者数の推移に関する比較（2018～2023年各年3月末）

単位:人	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
五戸町	要支援1	59	58	46	60	57
	要支援2	82	76	88	97	84
	要介護1	205	186	196	201	195
	要介護2	203	204	198	183	190
	要介護3	185	174	148	152	171
	要介護4	172	172	188	193	200
	要介護5	155	143	141	142	128
	計	1,061	1,013	1,005	1,028	1,025
南部町	1,198	1,168	1,180	1,187	1,143	1,127
東北町	1,303	1,306	1,345	1,321	1,352	1,322
七戸町	1,256	1,252	1,210	1,194	1,234	1,212
藤崎町	875	890	867	890	904	899

（出典）2018～2021年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
2022、2023年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

○2023年（令和5年）6月サービス提供分における介護給付受給率は13.7%となり、全国（14.7%）、青森県（14.7%）よりも低く、近隣・同規模自治体の中では、八戸市（13.1%）に次いで低くなっています。

■ サービス系列別受給率に関する比較（2020年）



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（2023年/6月サービス提供分）

○受給者1人あたり給付月額は、2023年（令和5年）には140,361円となり、2018年（平成30年）の135,554円から増加傾向にあります。また、全国（133,624円）より高く、青森県（150,006円）より低く、近隣・同規模自治体の中では最も低い状況です。

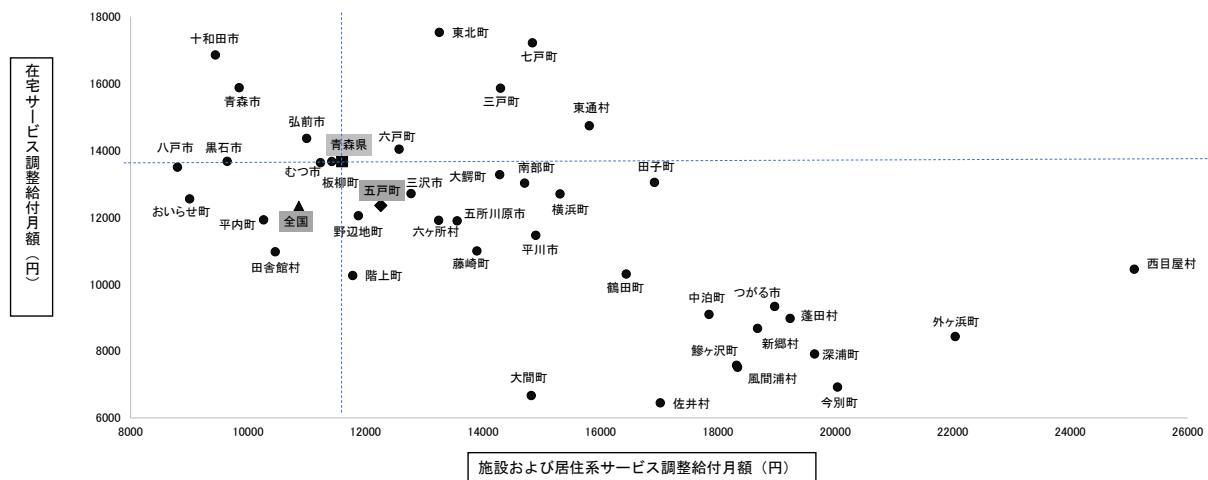
■ 受給者1人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）の推移に関する比較（2018年～2023年）

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
五戸町	135,554	136,507	139,436	140,493	139,348	140,361
南部町	154,882	159,265	163,013	161,339	158,991	160,824
東北町	157,363	159,295	157,786	158,694	158,200	162,116
七戸町	141,926	144,139	150,779	154,246	151,529	161,566
藤崎町	137,840	138,860	142,157	140,424	140,798	145,654
八戸市	141,326	143,074	143,835	145,734	143,787	148,248
青森県	140,710	142,893	145,381	146,771	146,088	150,006
全国	128,185	128,829	129,423	130,299	130,071	133,624

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(2022、2023年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)
(2021年は2022年2月サービス提供分まで、2022年は2023年6月サービス提供分)

○青森県を起点とした第1号被保険者1人あたり給付月額の分布をみると、在宅サービスは全国より高く、青森県より低く、施設・居住系サービスは全国、青森県より高い位置に分布しています。

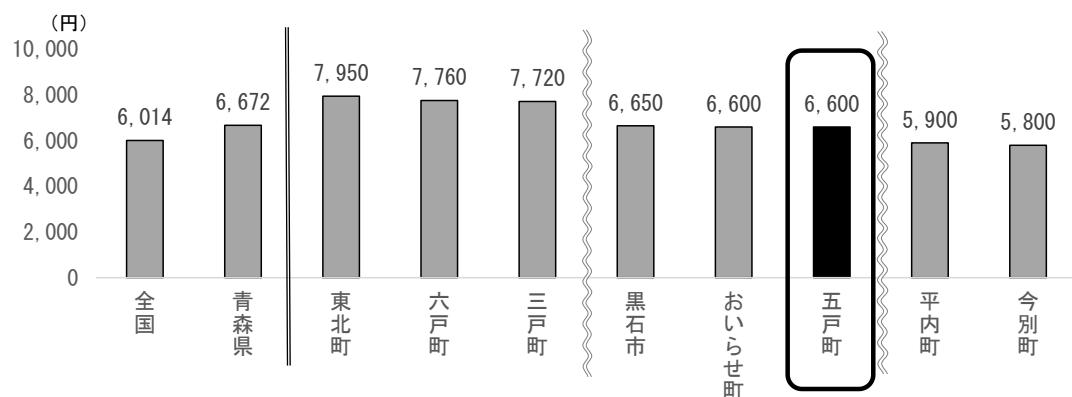
■ 第1号被保険者1人あたり給付月額
(在宅サービス、施設・居住系サービス)に関する分布(2023年)



(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(2023年/6月サービス提供分)

○第8期計画における第1号保険料基準額は6,600円となり、全国(6,014円)より586円高く、青森県(6,672円)より72円低くなり、青森県内40自治体のうち28番目に高い額となっています。

■ 第8期計画における第1号保険料基準額

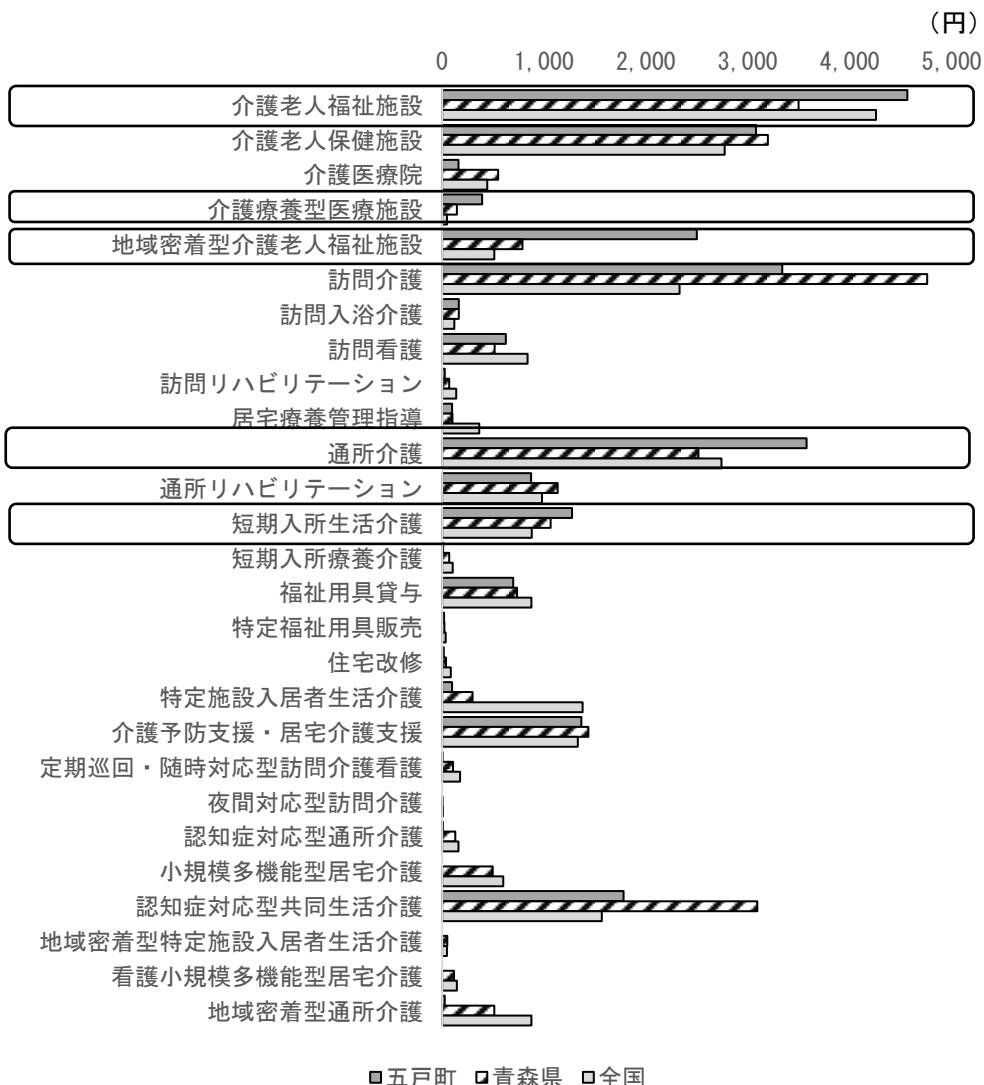


(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値



○介護サービス種類別の第1号被保険者1人あたり給付月額は、「介護老人福祉施設」「介護療養型医療施設」「地域密着型介護老人福祉施設」の施設サービス、「通所介護」「短期入所生活介護」の在宅サービスでは、全国や青森県より高い状況です。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月（サービス種類別）に関する比較（2023年）



(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(2023年/6月サービス提供分まで)



9 第9期計画における課題の整理

高齢者を取り巻く状況やニーズ調査結果からみた、第9期計画を作成するまでの課題は、以下のとおりとしました。

課題1 「物忘れ」リスク者・「うつ傾向」リスク者に対する予防や支援への取組

「物忘れ」リスク者は約5割、「認知機能低下」リスク者は約4割、「うつ傾向」リスク者は約3割と割合が高いことから、保険者機能強化交付金等を活用しながら、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組の推進が必要です。（「健康とくらしの調査報告書」の結果）

課題2 地域住民同士のたすけあいや見守り強化

「病気の時に看病してくれる人はいない」と回答した高齢者の割合は4.5%と低いものの、本町の高齢者人口に換算すると300人程度となることから、見守り強化の継続が必要となります。高齢化率の増加や高齢者の単身世帯及び夫婦のみの世帯の増加を考えると、地域に住む高齢者同士のたすけあいや見守りが必要です。（「健康とくらしの調査報告書」の結果）

課題3 通いの場の充実など健康づくりや地域づくりへのアプローチ

「趣味関係のグループ」や「介護予防のための通いの場」等、地域のグループ活動に月1回以上参加している高齢者はいずれも1割未満と低い状況です。しかし、グループ活動の運営として参加又は参加してもよい高齢者が4割弱となっています。これらの高齢者がグループ活動に参加し、生きがいをもって自立した生活を送るために、地域社会と交流し、社会貢献できる場を提供する必要があります。（「健康とくらしの調査報告書」の結果）

課題4 在宅介護における充実した支援・サービスの提供体制

在宅で介護生活を送る高齢者の約2人に1人が施設等への入所・入居を「検討中」または「申請済み」となっています。そのうち「通所系・短期系のみ」のサービスを利用している要介護3以上の高齢者は51.5%、認知症自立度Ⅲ以上の高齢者は46.2%となっています。また、訪問系サービスを利用（「訪問系のみ」+「訪問系を含む」）している要介護3以上の高齢者は52.2%、認知症自立度Ⅲ以上の高齢者は47.1%となっています。高齢化の進展に伴い、これらのサービス等の需要がさらに高まることが見込まれるため、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図り、軽度の要介護者への支援の充実とともに、中重度の介護者が在宅での介護生活を継続できるよう、医療と連携した取組が求められています。（「在宅介護実態調査報告書」の結果）

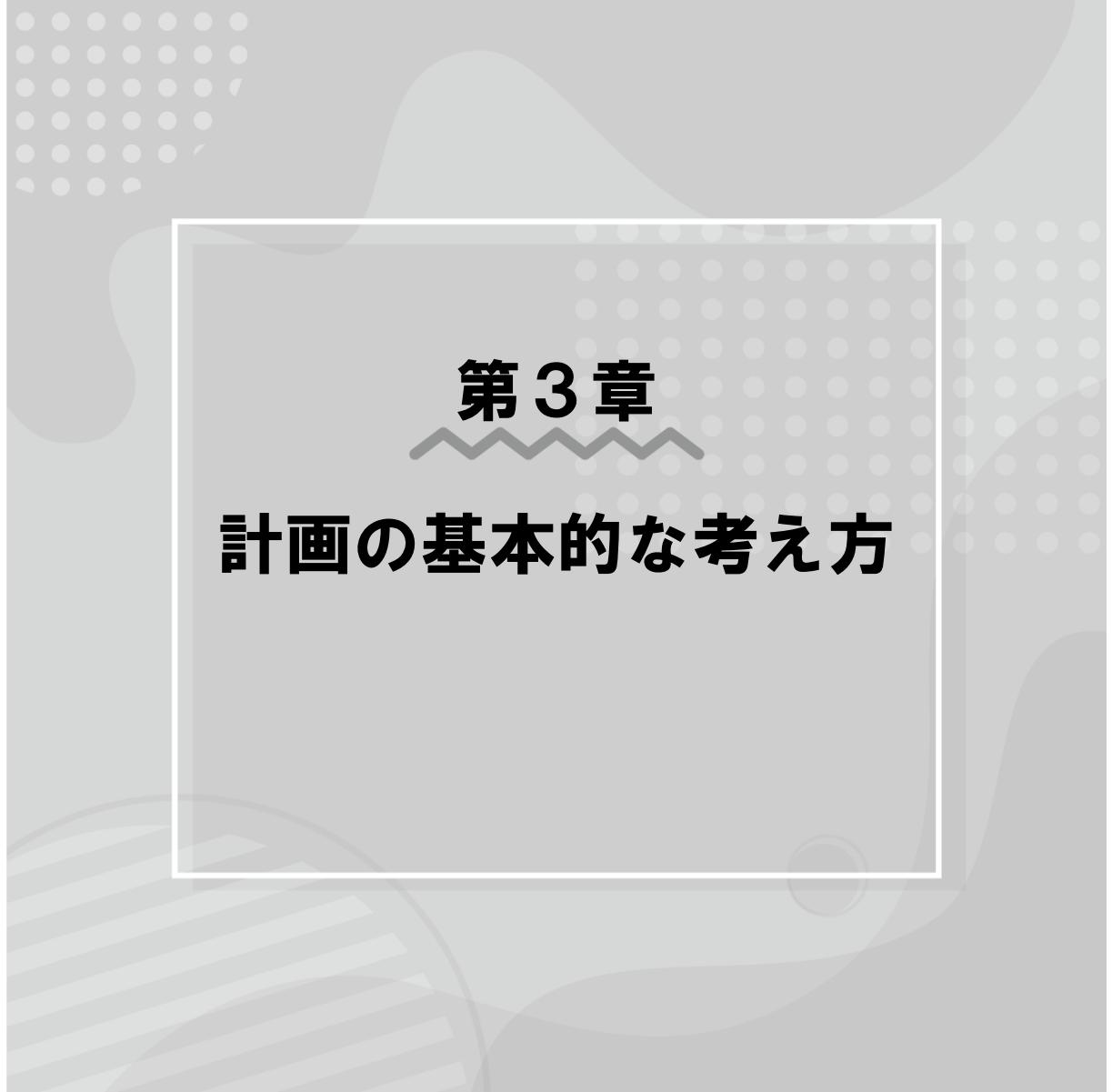


課題5 「介護離職ゼロ」に向けた仕事と介護の両立支援

主な介護者の就労状況は、「フルタイム勤務」「パートタイム勤務」を合わせると44.1%となっています。就労状況と要介護度または認知症自立度との関連を見ると、「要介護3以上」、「認知症自立度Ⅲ以上」いずれもパートタイム勤務の割合が高くなっています。また仕事と介護の両立が難しいと感じている介護者は、フルタイム勤務が9.7%であるのに対し、パートタイム勤務は26.7%となっています。またサービスの利用状況別では、フルタイム勤務・パートタイム勤務ともに「通所系・短期系のみ」が最も高いものの、訪問系サービスの利用割合（「訪問系のみ」+「訪問系を含む」）はフルタイム勤務のほうが高くなっています。これらのことから、重度介護者を介護しているパートタイム勤務介護者において、訪問系サービスの利用が低く、仕事と介護の両立に困難さを感じていることがうかがえます、このような状況が介護離職につながることがないよう、不足しているサービスについて現状を把握し、訪問系サービスの利用促進を図るとともに、「介護離職ゼロ」に向けて、介護人材確保の対策やサービス基盤の整備が必要となります。（「在宅介護実態調査報告書」の結果）

課題6 世帯類型に対応した認知症施策の推進

高齢化の進展により、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中で、家族による介護が得られない高齢者も増加することが予測されます。調査結果では、「要介護3以上」の高齢者は、単身世帯が38.7%、夫婦のみ世帯が34.8%となっています。また、家族等の介護頻度が週2日以下の高齢者は、単身世帯で70.0%、夫婦のみ世帯で50.0%、認知症自立度Ⅲ以上では44.1%となっています。単身世帯では、比較的訪問系サービスの必要性が高く、さらに認知症自立度Ⅲ以上の約8割が施設等への入所・入居を「検討中」もしくは「申請済み」であることから、必要な支援・サービスの把握や安定した住まいの提供体制を整備するとともに、認知症施策大綱に基づいた「共生」と「予防」に向けた取組を推進する必要があります。（「在宅介護実態調査報告書」の結果）



第3章



計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の高齢者数は、2025年（令和7年）頃をピークに減少すると見込まれますが、単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加する見込みとなっています。これに伴い、認知症高齢者等の介護や支援を必要とする高齢者の増加で、介護状態の重度化・長期化、さらには家族介護力の低下が進んでいます。こうした現状から、介護を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策に関する充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

そのため、高齢者福祉及び介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進を図る必要があります。

以上のことから、第9期計画では、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせるよう願いを込めて、次の基本理念を掲げます。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して年を重ね、
その人らしい生活が実現できる 地域づくり



2 基本目標

第9期計画で掲げた基本理念の実現への方針として、4つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ 健康・生きがいづくりや介護予防の支援

高齢化の進展や医療費の増加、生活習慣病の増加等により、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるためには、高齢者に対する介護予防や早期から健康的な生活習慣を身につけ、世代にあった健康づくりに段階的、かつ継続的に取り組むことが重要となります。そのため、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病の予防とともに、高齢期において要介護の状態に陥ることを未然に防ぐ介護予防など、予防を重視した健康づくりに取り組んでいきます。今後も、住民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、住民の定期健診受診の習慣化に向けて推進していきます。

基本目標Ⅱ 高齢者の暮らしを支える支援体制

今後、援助を必要とする高齢者や障がい者等が多くなり、地域における福祉や介護ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。しかし、地域社会における支え合いの機能の希薄化とともに、家庭内での介護能力や扶養能力の低下等が指摘される中で、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠となります。そのため、より多くの住民が福祉活動へ参画できるように地域福祉体制をつくりあげていきます。

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう地域資源を有効に活用しながら、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を求められています。そして、2025年（令和7年）が目前となる中、地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り、2040年（令和22年）を見据えた地域包括ケアシステムの更なる推進・深化における方向性や解決すべき課題を明らかにしていきます。

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険事業の運営

第9期計画の施策方針に基づき、制度や各種サービスの周知をはじめ、要介護認定審査、苦情への適正な対応など、総合的な推進体制の強化を図ります。また、介護保険サービスは、適切なサービスの質・量の確保に努めるとともに、今後の高齢化を踏まえ、在宅で安心した支援やサービスを受けられるよう、サービス基盤の整備に努めます。

以上のような取組を通じて、介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険事業の運営につなげていきます。



3 第9期計画の目標指標

第9期計画策定に関する課題解決に向けた対策は4項目があり、課題ごとに取組内容と数値による目標指標を設定しました。本計画の進捗評価は目標指標をベースに評価し、その結果を公表します。

具体的な取組	現状 (令和5年度見込)	目標 (令和8年度)
I 健康・生きがいづくりや介護予防の支援		
取組1 要介護状態等の予防または要介護状態の軽減、悪化防止を目指します。 ①老人クラブ健康相談教室参加者促進 ②地域型転倒骨折予防教室参加者促進	① 6回 100人 ② 114回 1,400人	① 6回 100人 ② 114回 1,400人
取組2 地域の実態や状況に応じた自立支援・介護予防普及啓発に取り組みます。 ①ボランティア人材育成支援 ②東北メディカル学院生の活動支援 ③地域リハビリテーション活動支援	① 年2回 ② 6回 90人 ③ 6回	① 年2回 ② 6回 90人 ③ 6回
II 高齢者の暮らしを支える支援体制		
取組1 介護予防の充実を図るため、住民主体の活動の場への支援を行います。	7団体	10団体
取組2 住民主体の訪問型サービス(B型)の体制づくりを図ります。	0団体	1団体
III 地域包括ケアシステムの深化・推進		
取組1 認知症の人やその家族を地域で支援するためチームオレンジを設置します。	0チーム	1チーム
取組2 地域ケア会議において多職種が連携し、個別課題解決やネットワーク構築だけではなく、地域課題解決に繋げていけるよう、機能を強化していきます。	ケア会議での個別事例検討回数 年5回	個別会議 年5回開催 推進会議 年1回開催
IV 持続可能な介護保険事業の運営		
取組1 ケアプランの点検を通して介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。	50件	50件
取組2 住宅改修、福祉用具の購入等について、利用者の状態に合ったものとなっているか訪問調査を行います。	住宅改修 3件 福祉用具 10件	住宅改修 3件 福祉用具 10件



4 施策体系図

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせ、その人らしい生活が実現できる 地域づくり

基本目標I 健康・生きがいづくりや介護予防の支援

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 2 健康づくりへの支援
 - (1) 「健康五戸21」計画の実施
 - (2) 健康づくりのための健康診査等の実施
 - (3) 感染症の予防策
 - (4) 地域ぐるみ健康づくりの推進
- 3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - (1) 一般介護予防事業の取組
- 4 高齢者の生きがいづくり
 - (1) 就労機会の確保
 - (2) 生涯学習機会の充実
 - (3) 老人クラブ
 - (4) 敬老会
 - (5) 五戸町民の長寿を祝う事業
 - (6) 老人スポーツ大会
 - (7) NPO、ボランティア等の活動

基本目標II 高齢者の暮らしを支える支援体制

- 1 町独自の高齢者サービスの充実
 - (1) 高齢者福祉サービスの提供
- 2 生活支援サービスの充実
 - (1) 訪問介護型サービスの提供
 - (2) 通所介護型サービスの提供
 - (3) その他生活支援サービスの提供
- 3 任意事業
- 4 高齢期の住まいとまちづくり
 - (1) 福祉と連携した住まいの確保
 - (2) 身近な生活環境の整備
 - (3) すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 5 防災対策等の推進

基本目標III 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 地域包括支援センターの機能強化
 - (1) 地域包括支援センターの運営
 - (2) 機能強化に向けた自己評価と町評価の取組
 - (3) 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公開
- 2 在宅医療・介護連携の推進
 - (1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進
 - (2) 在宅医療・介護連携に関する取組
 - (3) 二次医療圏内・関係市町村の連携
- 3 認知症施策の推進
 - (1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策
 - (2) 早期発見・早期対応の推進
 - (3) 認知症の人や介護者への支援
 - (4) 認知症バリアフリーの推進
- 4 権利擁護の取組の推進
 - (1) 成年後見制度の利用促進
 - (2) 高齢者虐待防止の強化
- 5 生活支援サービス等の体制整備
- 6 地域ケア会議の推進
 - (1) 地域ケア会議の運営と課題検討
 - (2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

基本目標IV 持続可能な介護保険事業の運営

- 1 効果的・効率的な介護給付の推進
 - (1) 第9期計画の目標
 - (2) 介護人材の確保策
 - (3) ケアマネジメントの質の向上
- 2 保険者機能の強化
 - (1) 第6期五戸町介護給付費適正化計画
- 3 介護保険事業の円滑な運営
 - (1) 介護サービス情報の周知
 - (2) 要介護認定体制等の整備
 - (3) 災害時や感染症に対する対策
- 4 介護給付サービスの利用状況と見込み量
 - (1) 居宅サービス
 - (2) 地域密着型サービス
 - (3) 施設サービス



第4章

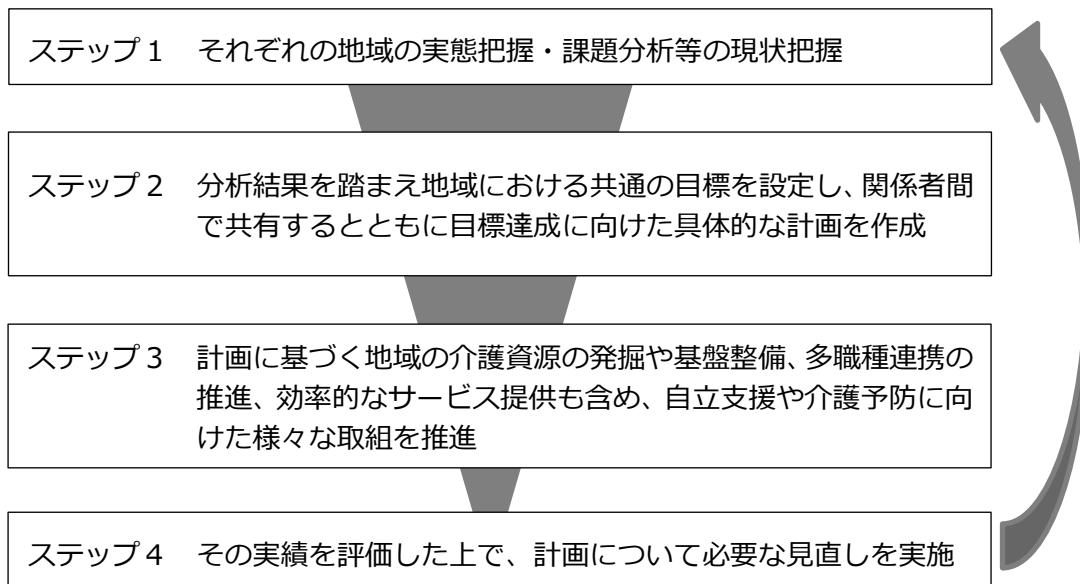


計画の推進



第4章 計画の推進

第9期計画の各種施策展開を進めるにあたっては、下記のようなステップの取組を繰り返し行いながら保険者機能を強化していきます。



また、目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を定期的に行い、その結果を公表するなど地域住民等を含めて広く周知していきます。

基本目標Ⅰ 健康・生きがいづくりや介護予防の支援

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

「健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」による改正後の介護保険法等に基づき、令和4年度から、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みにより、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また高齢者のフレイル状態を把握した上で適切な医療サービス等につなげるなど、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

2 健康づくりへの支援

(1) 「健康五戸21」計画の実施

「健康五戸21」計画は健康寿命の延伸を目指して生活習慣病の発症・重症化予防・町民の健康教養の向上等を目標に健康を増進し、疾病の発病を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進します。

高齢者が健康で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、健康に関する情報提供などの健康づくり事業を推進し、一人ひとりがその必要性を十分認識し、正しい知識のもと自らが実践できるよう支援します。

(2) 健康づくりのための健康診査等の実施

65歳以上の健康診査等については、健診項目と特定健診、がん検診等複数の健診が同時にできるよう工夫します。

また、歯科健康診査の受診体制を整え、口腔機能低下や肺炎の疾病予防を推進します。

(3) 感染症の予防策

① 高齢者インフルエンザ予防接種の実施

高齢者インフルエンザの発病、重度化の防止を目標に「予防接種法」に基づき予防接種を実施します。また、指定医療機関で実施する場合の接種費用の一部を助成します。

■高齢者インフルエンザ予防接種の実績と見込み

(単位)実施件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
実施件数	3,157	3,100	3,100	3,100	3,100

② 新型コロナウイルスの感染予防

新型コロナウイルス感染症予防のため、生活の中での対策等、個人が正しい予防行動がとれるよう、適宜広報などにより、知識の普及啓発を行います。

(4) 地域ぐるみ健康づくりの推進

地域が一体となって健康づくりに努めるように、保健協力員・食生活改善推進員の育成と活動の支援を行います。

■保健協力員・食生活改善推進員の育成と活動の実績と見込み

(単位)人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
保健協力員数	192	192	195	195	195
食生活改善 推進員数	59	56	61	61	65

3 自立支援、介護予防・重症化防止の推進

介護保険制度は高齢者が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減・悪化防止を理念としています。そのため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など地域の実態や状況に応じた様々な取組を行います。

(1) 一般介護予防事業の取組

1) 介護予防把握事業

うつスクリーニング及び高齢者訪問事業において、基本チェックリストにより調査し、対象者を決定する事業です。

■基本チェックリスト調査の実績と見込み

(単位)調査件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
調査件数	899	910	1,000	1,000	1,000

2) 介護予防普及啓発事業

あらゆる機会を利用して介護予防（運動・栄養・口腔・認知機能等）や疾病の悪化防止等のための知識の普及を図ります。

① 閉じこもり防止、知的活動の推進

介護予防・日常生活支援総合事業への参加者の増加を図り、気軽に参加したくなるような回想法その他の脳活性化に効果的なプログラムを実施していきます。また、閉じこもり傾向の方に対しては、まちカフェや地域の通いの場（サロン）への参加勧奨を行い、ボランティアとの協働により推進していきます。

■まちカフェ・通いの場への参加勧奨の実績と見込み

(単位)参加延人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
まちカフェ 参加人数	234	300	300	300	300
通いの場 参加人数	842	720	800	800	800

② 老人クラブ健康相談健康教育

老人クラブからの要請を受け、保健師や栄養士等による健康相談健康教育を実施します。

■老人クラブ健康相談健康教育の実績と見込み

(単位)開催回数:回、延参加人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	6	6	6	6	6
延参加人数	108	100	100	100	100

③ 地域型転倒骨折予防教室

転倒骨折予防教室を事業所に委託し実施します。

■地域型転倒骨折予防教室開催の実績と見込み

(単位)開催回数:回、延参加人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	111	114	114	114	114
延参加人数	1,385	1,400	1,400	1,400	1,400

④ 健診受診者への普及啓発

町保健師が介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため資料の配布や健康教育を実施します。

⑤ らくらくお茶の間体操の普及

五戸チャンネルで「らくらくお茶の間体操」を放送し普及に努めます。

3) 介護予防活動支援事業

① ボランティア活動支援

要支援状態の高齢者を介護保険外のサービスで支えるボランティアの人材を育成するとともに、介護予防や生活支援のための活動を支援します。

■ボランティア活動支援の実績と見込み

(単位)実施回数:回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
わくわくボランティア養成講座実施回数	1	1	1	1	1
スキルアップ研修会実施回数	0	1	1	1	1

② 東北メディカル学院生の活動支援

東北メディカル学院の学生が転倒骨折予防教室の事業評価として行う参加者の生活調査活動を町保健師が支援します。

■東北メディカル学院生の活動支援の実績と見込み

(単位)開催回数:回、延参加人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	6	6	6	6	6
延参加人数	88	90	90	90	90

③ 地域リハビリテーション活動支援

地域における介護予防の取組を強化するために、転倒骨折予防教室の場でリハビリテーション専門職による健康教育と教室運営スタッフとの評価検討会を実施します。また、「高齢者の自立支援・重度化防止」の支援を図るため、地域の通いの場等へリハビリテーション専門職の派遣を行います。



■地域リハビリテーション活動支援の実績と見込み

(単位)実施回数:回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
実施回数	6	6	6	6	6

4) 介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、介護予防事業の事業評価を行います。

■介護予防事業評価事業の実績と見込み

(単位)達成件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
達成件数	1	1	1	1	1

4 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域社会の中でいきいきと活躍できるよう、就労機会やボランティア活動をはじめとする社会参加を促進するとともに、生涯学習機会の充実や老人クラブ等の活動への参加による仲間づくり等、自由に使える時間を充実して過ごすための条件整備を進めます。

また、地域社会の基盤となる住宅の整備や、行動的に暮らしたいと考えている高齢者や障がい者等が自由に外出できるような生活環境の整備によって、すべての人が快適に暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 就労機会の確保

健康で働く意欲を持つ高齢者が増加しており、地域社会とのつながりを求めるニーズに対応するためにも、公共職業安定所との連携によって、退職後の高齢者が第二の職業人生を選べるような取組に努めます。

また、シルバー人材センターの活用等によって、高齢者の持つ知識と経験が活かされるような就労機会の確保を図ります。

(2) 生涯学習機会の充実

生涯を通じた学習機会の確保は、高齢者の生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりとなることから、今後とも、公民館等での生涯学習講座の開催や、町民大学をはじめ、高齢者のニーズに応じた学習機会の拡大や学習内容の充実を図るとともに、講座終了生による自主的なサークル活動を推進します。



(3) 老人クラブ

各地域を基盤として高齢者が自主的に活動する組織であり、生きがいや健康づくりの推進、長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とし、スポーツ大会や健康教室への参加、世代間交流と交通安全運動の展開、花壇づくりや清掃作業等の奉仕活動を行っています。

近年では、会員の高齢化や新規加入者の確保が難しく、組織運営の維持が困難となり解散するクラブもあり、クラブ数・会員数とも年々減少傾向にあることから、活動参加へのPRや魅力あるクラブづくりが課題となっています。

■老人クラブの実績と見込み

(単位)クラブ数:クラブ、会員数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
クラブ数	7	6	6	6	6
会員数	187	173	173	173	173

(4) 敬老会

多年にわたり社会に貢献された方々に敬意を表し長寿を祝福するとともに、高齢者の福祉について関心を深め、いたわり励ましながら高齢者の生活の向上を図ることを目的として開催し、歌や踊りなどで楽しんでいただいている。

■敬老会の実績と見込み

(単位)参加人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
参加人数	開催なし	101	270	270	270

(5) 五戸町民の長寿を祝う事業

満100歳に達した方に祝状と祝金10万円を贈呈するものです。

長寿を祝福するとともに長年にわたり社会発展のために寄与してきた高齢者を敬愛するものです。

■五戸町民の長寿を祝う事業の実績と見込み

(単位)対象者数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
対象者数	8	7	13	26	25

(6) 老人スポーツ大会

高齢者の健康増進や体力維持、生きがいづくりを目的に、老人クラブ等の参加によるペタンクやグラウンドゴルフ等の各種スポーツ大会が開催されています。今後も幅広い町民の参加促進と新しいスポーツ普及などの充実を図っていく必要があります。

■老人スポーツ大会の実績と見込み

(単位)開催回数:回、延参加人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	1	1	1	1	1
延参加人数	85	63	63	63	63

(7) NPO、ボランティア等の活動

高齢者の孤独や寂しさといった心のケアは、行政施策だけで対応できるものではありません。町民による隣近所の助け合いやボランティア活動促進の施策が必要であり、行政は活動のきっかけづくりや情報面での支援を図ります。

また、町民に対し、広報紙等を通じてボランティア活動内容の紹介と参加方法の周知を図るとともに、新たに個人ボランティアとして参加したい方が気軽に始められる体制づくりを目指して社会福祉協議会を中心とした相談窓口を設けながら、ボランティア希望者の様々なライフスタイルや意欲に応じた活動機会の提供、研修会の提供に努めます。

① ボランティア等

ボランティアの高齢化が進んでおり、若い世代の掘り起こしに努めなければなりません。今後とも活動参加へのPRと養成講座を通じ地域福祉を支えるマンパワーを確保するとともに、効率的な活動を図るために福祉関係以外の組織との連携も図っていきます。

■ボランティア団体

1	五戸町連合女性会	8	五戸町商工会女性部
2	五戸町赤十字奉仕団	9	スマイル会
3	子育てホッとセンター あ・そ・ぼ	10	さくら荘災害救助ボランティア
4	五戸町子育てメイト連絡協議会	11	教育委員会放課後子ども教室
5	食生活改善推進員会	12	教育委員会学校支援
6	ほほえみ会	13	わくわくボランティア
7	五戸町手話サークル「さくらの会」		

※2023年(令和6年)2月1日現在

② 民生委員児童委員

世の中が複雑になり、高齢者も急増する中で民生委員が関わる事例は多くなり、関わり方も難しくなってきています。協議会において定例会や研修を重ねて活動の原動力としています。今後は介護予防も含め、多様化した高齢者問題に取り組んでいくために住民側からの一番の協力者として活動できるよう、行政側もサポート体制をしっかりとつけていきます。

■ 民生委員児童委員の実績と見込み

(単位)委員人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
委員人数	50	50	50	50	50

③ ほのぼの交流協力員

一人暮らしの高齢者・高齢者だけの世帯・障がい者世帯などを地域住民で見守り、お互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを目的とし、各自治会の協力のもとに全地域へほのぼの交流協力員を配置し、定期的に訪問活動・安否確認等を行っていきます。

■ ほのぼの交流協力員の実績と見込み

(単位)協力員数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
協力員数	180	180	180	180	180



基本目標Ⅱ 高齢者の暮らしを支える支援体制

1 町独自の高齢者サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの提供

① 外出支援サービス事業

在宅で暮らす寝たきり状態や自力での歩行ができない方のために、病院受診などの際、車いすやストレッチャーのまま乗り降りできる車両で移動の便宜を図ることにより、家族介護等の身体的・精神的負担軽減を目的としています。

家族等が町に登録申請し決定を受け、実際に利用するときは町の委託業者に、事前に予約（利用申請）し利用となります。

■外出支援サービス事業の実績と見込み

（単位）登録者数・利用者実数：人、実施回数：回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
登録者数	51	55	60	60	60
利用者実数	46	40	40	40	40
実施回数	511	500	500	500	500

② 軽度生活援助事業

要援護高齢者に対して、除雪の援助等、日常生活上の軽易な援助を行うことにより、自立した在宅生活の継続を可能にすることを目的としています。

■軽度生活援助事業の実績と見込み

（単位）登録者数・利用者実数：人、実施回数：回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
登録者数	10	11	10	10	10
利用者実数	0	2	2	2	2
実施回数	0	2	2	2	2

③ 緊急通報体制等整備事業

一人暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民やボランティア等による安否確認や緊急事態を通報できる機器の活用を含めた連携システムを確立するものです。

健康に不安を抱える高齢者等から利用申請してもらい緊急通報装置の設置を行っています。

■緊急通報体制等整備事業の実績と見込み

(単位)設置台数:台、対応件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
設置台数	8	8	10	10	10
対応件数	5	10	10	10	10

2 生活支援サービスの充実

単身または夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に伴い、地域の通いの場（サロン）の開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等、生活支援の必要性が増加していることから、地域の実情に応じて多様な主体が生活支援サービスを提供できるように推進します。

（1）訪問介護型サービスの提供

① 訪問型サービス

指定した事業所の訪問介護員による身体介護や、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスです。

■訪問型サービスの実績と見込み

(単位)延利用件数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
延利用者数	573	550	560	560	560

② 住民主体による支援

住民主体のボランティア（有償ボランティア含む）による掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスです。

■住民主体による支援の実績と見込み

(単位)提供団体数:団体

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
提供団体数	0	0	サービス開始に向けて検討中		1



(2) 通所介護型サービスの提供

① 通所型サービス

指定した通所介護事業者の従事者による、生活機能の向上のための機能訓練や日常生活上の支援を提供するサービスです。

■通所型サービスの実績と見込み

(単位)延利用件数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
延利用者数	1,635	1,500	1,600	1,600	1,600

② 緩和型通所サービス

指定した事業所内で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、運動やレクリエーション活動等を提供するサービスです。

■緩和型通所サービスの実績と見込み

(単位)延利用者数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
延利用者数	531	510	520	520	520

③ 短期集中型通所サービス

保健・医療の専門職による、生活機能を改善するための運動器や口腔機能の向上、認知機能の低下予防、栄養改善等のプログラムを、3か月の短期間で行うサービスです。

■短期集中型通所サービスの実績と見込み

(単位)延利用者数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
延利用者数	183	120	120	120	120



(3) その他生活支援サービスの提供

① 見守り（高齢者地域見守りネットワーク）

地域の住民や関係団体、地域の事業者による見守り協力機関等が連携し、高齢者に対して行う声かけや訪問等の「無理のないさりげない見守り」を通じて、安否確認や問題の早期発見、迅速な支援を行います。

■見守り（高齢者地域見守りネットワーク）の実績と見込み

(単位)協力機関数：機関

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
協力機関数	27	27	28	28	28

② 住民主体の活動への支援

地域の集会所等における、住民主体による運動や趣味活動等を通じた日中の通いの場づくりに対して補助金を交付します。また、住民に対する介護予防の普及啓発、通いの場を運営するリーダーの養成（わくわくボランティア養成講座）とフォローアップを行い、通いの場の継続と拡大を支援します。

■住民主体の活動への補助金交付の実績と見込み

(単位)交付件数：件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
交付件数	5	7	8	9	10

3 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、地域の実情に応じた必要な支援を行うとともに、介護保険事業の運営の安定化を図ることを目的としています。

① 家族介護教室

高齢者に対する介護予防・介護等の正しい知識や適切な技術を習得することで、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図ります。

■家族介護教室の実績と見込み

(単位)開催回数：回、延参加人数：人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	0	1	1	1	1
延参加人数	0	15	15	15	15

② 介護用品給付事業

住民税非課税世帯で要介護4・5の状態にある高齢者等を在宅で介護している家族等に対して、介護用品を給付することにより経済的負担を軽減するものです。町では引換券を発行する方法で実施しており、紙おむつ・尿取りパット・清拭剤・使い捨て手袋の4種類の介護用品が対象品目となっています。サービスの利用については町の広報紙掲載、ケアマネジャーへの周知を図ります。

■介護用品給付事業の実績と見込み

(単位)給付件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
給付件数	20	30	30	30	30

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

■成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

(単位)利用者数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
利用者数	2	5	3	3	3

④ 配食サービス事業

調理が困難なおおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯を対象に、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

■配食サービス事業の実績と見込み

(単位)利用者数:人、配食数:食

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
利用者数	31	35	35	35	35
配食数	6,762	7,000	7,000	7,000	7,000



4 高齢期の住まいとまちづくり

(1) 福祉と連携した住まいの確保

高齢者の家庭内での事故が増加しており、住居内が必ずしも安全な場所とはいえないとなっています。

生涯を通じ、高齢者等が住み慣れた自宅等で自立した生活を送れるよう、住宅改修費の支給サービス（介護保険居宅サービス）等の活用によって、階段や浴室等の手すり取り付けや段差解消等、住宅のバリアフリー化を促進します。

また、ケアマネジャー、地域包括支援センター等が中心となって、住宅改修の情報提供と悪質な業者による販売への注意を促していきます。

① 養護老人ホーム等への入所措置

今後、生活困窮者や社会的に孤立するなど多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、環境上や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所・養護します。

② 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の需要把握

「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来における需要量の把握に努めます。

また、「有料老人ホーム」の質の確保を図るため、未届けの施設については積極的に県に情報提供するとともに介護サービス相談員を積極的に活用していきます。

2025年度（令和7年度）に、1施設が「特定施設入居者生活介護」へ事業展開する予定です。

■有料老人ホームの実績と見込み

(単位)施設数:か所

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
届け済施設数	4	4	4	3	3
未届け施設数	0	0	0	0	0

③ 町営住宅や空き家の活用

身体機能等低下によりバリアフリーの住宅が必要など居住の確保に特に配慮を要する高齢者について、担当課と協議して町営住宅や空き家などの活用推進を図ります。

(2) 身近な生活環境の整備

高齢者や障がい者等が安心して積極的に外出することができるよう、段差のない歩行空間の整備やベンチ等休憩場所の適正配置等に努めるとともに、公共公益施設については、あらゆる人の利用を想定した整備・改善を推進します。



(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進

これからまちづくりは、高齢者や障がい者等の視点に立った安全性や安心感が求められます。高齢者や障がい者等が安心して暮らせることができるまちは、すべての人にやさしいまちといえます。

すべての人にやさしいまちづくりを進めることは、まちの構造上や財政上において困難も多くありますが、街路事業や施設の整備改善等に併せ、ハード面、ソフト面の体制整備を図っていきます。

5 防災対策等の推進

日常の防災対策や地震等の緊急時における防災対策は、地域住民どうしの支え合いが最も大切であり、いざというとき相互支援が機能するためには、日常的なコミュニティ活動が行われていることが極めて重要です。

そこで、町民の防犯・防災に関する意識啓発と知識の普及に努めるとともに、「地域防災計画」に基づく避難誘導体制の整備を図ります。また、自主防災組織や「ほのぼのコミュニティ21推進事業」をはじめとする地域支え合い活動を強化し、高齢者を含むすべての人の危険から地域ぐるみで守る体制づくりを進めます。



基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として大きな役割を担っています。

2015年度（平成27年度）の介護保険制度改正により従前の役割である介護予防ケアマネジメント・総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援業務に加えて、地域ケア会議の開催、認知症施策、生活支援コーディネーターの配置、在宅医療介護連携などの新しい役割を担うため、人員体制の拡充を含め機能を強化します。

また、地域住民にとって、ワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が、安定的・継続的に行われているか等について、町が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会と連携して、点検・評価を適切に行い、不十分な点については、改善に向けた取組を行います。

（1）地域包括支援センターの運営

住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにするためには、要支援・要介護状態になる前段階の予防から介護サービスや医療サービスに至るまで、さまざまなサービスを切れ目なく提供することが必要であり、高齢者を総合的に支えていく組織づくりが求められています。

このような中で、本町では直営で2007年（平成19年）4月1日に「地域包括支援センター」を設置し、地域の高齢者の心身の健康の保持増進、保健・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的・継続的に行う機関として、その業務を担っています。

■高齢者数の推移と推計

(単位)高齢者数:人

	推移		推計		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
高齢者数	6,690	6,636	6,650	6,622	6,604

※基準日:9月末日

■地域包括支援センター人材の実績と見込み

(単位)人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
保健師	1	1	1	1	1
社会福祉士	1	1	2	2	2
主任介護 支援専門員	1	1	1	1	1
介護支援 専門員	0	0	1	1	1
事務職員	2	2	1	1	1

① 介護予防ケアマネジメント

要支援者に相当する状態等の高齢者に対して、可能な限り地域において自立した日常生活が継続できるよう、課題分析、予防プランの作成、モニタリング及び評価を行い、その状況に応じた介護予防や日常生活支援サービスを提供します。

■介護予防ケアマネジメント対象者の実績と見込み

(単位)認定者数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
要支援 認定者数	163	166	165	165	165
総合事業 認定者数	133	104	120	120	120

※基準日:9月末日

② 総合相談支援事業

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するためには、個々の高齢者等の状況やその変化に対応して、介護保険サービスを中心としつつも、医療や福祉をはじめとした様々な支援、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めて、地域の様々な資源を活用し、生活全般にわたり支援を行う「地域包括ケア」を推進します。

■総合相談支援事業の実績と見込み

(単位)対応件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
地域包括支援 センター 対応件数	947	1,000	1,000	1,000	1,000
高齢者訪問事 業委託事業所 対応件数	235	250	250	250	250

③ 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、「五戸町地域包括支援センター運営協議会」が置かれ、協議会を開催しています。

◎メンバー構成

- ①医師、介護支援専門員(ケアマネジャー)等関係者
- ②介護(介護予防)サービス事業者等
- ③サービス利用者・被保険者代表関係者

◎主な機能

運営協議会は、地域包括支援センターが中立・公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェックし必要に応じて改善を求め、要望や提言を行うと共に関連機関との連携・人材確保などについて支援を行う。また、地域密着型サービスの運営に関する事項についても所掌する。

(2) 機能強化に向けた自己評価と町評価の取組

継続的に安定して事業を実施できるよう、地域包括支援センターが実施する事業の評価を自ら行い、事業の質の向上に努めます。また、保険者は運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行います。

(3) 地域包括支援センター・生活支援・介護予防サービスの情報公開

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて地域包括支援センター・生活支援・介護予防サービスの所在地や、事業・サービス内容について地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となります。そのため、積極的に情報発信するよう努めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進事業は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

(1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進

関係機関が連携し、多職種協働による医療と介護の濃密なネットワークを構築し、効果的、効率的で細かなサービスを包括的かつ継続的に提供します。

(2) 在宅医療・介護連携に関する取組

① 地域医療・介護の資源の把握

地域医療・介護の資源をリスト・マップ化した「五戸町在宅医療介護関係 社会資源冊子」や八戸圏域の市町村で運用している「はちのへ医療・介護連携マップ」を活用していきます。

■ 「五戸町在宅医療介護関係 社会資源冊子」等の活用の実績と見込み

(単位)配布数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
配布数	20	20	20	20	20

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域医療・介護関係者が参画する地域ケア会議等において在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討していきます。

■ 地域ケア会議での検討の実績と見込み

(単位)年間実施回数:回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
実施回数	5	5	5	5	5

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的な取組を企画・立案していきます。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

「入退院調整ルール」を活用し、医療・介護関係者の情報共有を支援していきます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターが在宅医療・介護連携に関する相談窓口として、関係者に周知を図り、相談に対応していきます。

■ 在宅医療・介護連携に関する相談支援の実績と見込み

(単位)延相談件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
延相談件数	45	45	45	45	45

⑥ 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携を実践し、習得できるよう支援していきます。

■医療・介護関係者への研修会開催の実績と見込み

(単位)開催回数:回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
開催回数	1	1	1	1	1

⑦ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市町村と連携していきます。

(3) 二次医療圏内・関係市町村の連携

市区町村をまたがる入退院時の医療機関と介護事業所との連携の充実を図るために、都道府県が都道府県医師会と密接な連携の上、保健所等を活用しつつ、入退院に関する医療介護専門職の人材育成や地域の医療介護関係者の協議等の取組を進めます。

3 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者も増加しています。認知症は誰でもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和元年6月に示された「認知症施策推進大綱」では、認知症になつても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。また、令和5年6月には、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されています。

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症についての理解を深めるための啓発や認知症の人本人の発信支援を行い、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。また、早期発見・早期対応の体制づくりを進め、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」認知症予防の取組を推進します。

(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策

① 認知症サポーターの養成と活用

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発と、認知症の人を支援するボランティアを育成します。また、認知症サポーターのステップアップを図り、認知症の人やその家族を支援するチームオレンジを整備します。

■認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座開催、チームオレンジ設置の実績と見込み
(単位) 開催回数：回、設置数：チーム

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
養成講座 開催回数	5	3	5	5	5
ステップアップ 講座開催回数	-	-	1	1	1
チームオレンジ 設置数	-	-	1	1	1

② 認知症の人本人からの発信支援

認知症について社会の理解を深め、同じ社会の一員として地域をともに創るため、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になつても希望を持って前を向いて暮らす姿を発信できる場づくりを進め、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。



③ 認知症の予防の推進

高齢者が身近な場所で介護予防や認知症予防、生きがいづくりに取り組めるよう、各種教室や通いの場の情報提供、新たな通いの場づくりの支援を行います。

(2) 早期発見、早期対応の推進

① 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症初期集中支援チームにおいて、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していきます。

② 認知症地域支援推進員の活動の推進

認知症の容態の変化に応じ、適切な医療、介護及び生活支援サービスが受けられる体制を構築するとともに、認知症の方やその家族・介護者と地域住民、専門職をつなぐ場所である認知症カフェの運営を支援し、地域における認知症ケアの向上を図るための取組を推進していきます。

③ 認知症高齢者の早期発見・早期治療

認知症センター養成講座などにより早期受診の重要性を理解してもらうとともに、地域包括支援センターを中心に関係者との連携を強化し、相談業務や介護予防・日常生活支援総合事業の対象者において把握された方やその家族に対して早期受診・早期治療を勧めています。

④ 認知症相談窓口の体制整備

認知症センター養成講座や認知症ケアパスを活用し、地域包括支援センターや介護サービス事業者、認知症疾患医療センター、若年性認知症疾患センターなど認知症相談の窓口周知を図っていきます。

(3) 認知症の人や介護者への支援

認知症の初期段階で診断された方が介護保険サービスの対象となる状態像までの期間（いわゆる「空白の時間」）の支援や、認知症の人同士、介護者同士が語り合い、学び合える場の一つとして「認知症カフェ」を開催します。

また、ケアマネジャー等関係機関と連携し、介護者の負担軽減や生活と介護の両立を図る支援を推進します。



(4) 認知症バリアフリーの推進

認知症高齢者見守り事業

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一環として「認知症サポーター養成講座」を実施し、多くの方に認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法の普及を図り、チームオレンジの体制を整備して住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための支援を行います。また、五戸町における地域見守り活動に関する協定により、協定先の事業所と連携し地域での見守りネットワークの構築に努めます。

■認知症カフェ開催の実績と見込み

(単位)実施回数:回

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
実施回数	12	14	14	16	18

4 権利擁護の取組の推進

誰もが住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持することができるという当たり前の願いを実現していくために、地域包括支援センターでは権利擁護の視点に基づいた専門的支援に努めます。

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度についての研修会の開催、相談窓口の周知を行い、制度の普及啓発を行います。また、八戸圏域成年後見センターと連携し市民後見人の養成や活動支援に取り組むとともに、関係機関と権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず、親族がいないなど申立を行うことが困難な高齢者については、町長が審判申立を行います。経済的な理由から制度利用が困難な高齢者については、成年後見制度利用支援事業を活用し、申立費用や報酬の助成を行います。

■市民後見人登録の実績と見込み

(単位)登録人数:人

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
市民後見人登録人数	3	3	3	3	3



(2) 高齢者虐待防止対策の強化

高齢者虐待の防止、早期発見のため相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行います。早期発見、早期対応のために地域全体での見守り体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら支援していきます。

5 生活支援サービス等の体制整備

地域共生社会の実現のため生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、住民ニーズの把握とサービス資源の創出および取組のマッチング、情報集約などを行い、それぞれのサービス提供主体の間で役割分担や連携が可能となるよう支援体制を構築します。

① 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築）を行う、生活支援コーディネーターを配置します。

② 協議体の設置

地域で活動する生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等の参画による、定期的な情報共有および連携強化の場となる協議体を設置します。

6 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の把握、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成という5つの機能を持つ地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備を推進します。

(1) 地域ケア会議の運営と課題検討

地域ケア会議は、担当課と地域包括支援センターが協働・連携により運営しています。

会議で検討した個別事例の課題分析を積み重ねていくことにより、地域に共通した課題を明確化、共有化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりを、五戸町地域包括支援センター運営協議会等で検討する体制を整えていきます。また、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業など他事業の取組と連携し、総合的な課題対応体制を整備していきます。



■地域ケア会議の事例検討等の実績と見込み

(単位：回)

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
個別会議 (事例検討) 開催回数	5	5	5	5	5
推進会議 開催回数			開催方法、内容について 検討		

(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

町内の保健・医療・介護・福祉の関係者が集まり、地域ケアに関する情報を共有し、お互いに抱えている困難事例の処遇検討を行うなど、地域の関係機関のネットワークづくりに努めます。

① 介護支援専門員との連携

五戸地域介護支援専門員連絡協議会と連携し、質の高いマネジメントの実現と保健・医療・介護・福祉のチームケア推進等に努めます。また、介護支援専門員からの相談や支援を求めた時は随時対応します。

② 医療機関との連携

五戸総合病院を中心とした他の医療機関を含めて連携体制を構築し、地域の介護支援専門員との連携を支援します。また、医療機関でのケースカンファレンス等に出席して、介護支援専門員等の後方支援に努めます。



基本目標IV 持続可能な介護保険事業の運営

1 効果的・効率的な介護給付の推進

介護給付の推進には、2040年（令和22年）等の中長期も見据えつつ、高齢者が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、軽減・悪化の防止を図ることが必要で、質が高く必要なサービスの提供や、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保することが重要です。

本町では、効果的・効率的な介護給付の推進のため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ります。

（1）第9期計画の目標

第9期計画においては、第8期に引き続き高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自身の能力に応じて自立した日常生活ができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立ちながら策定しています。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、入所者には施設生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような住まいの普及を図ります。

（2）介護人材の確保策

生産年齢人口が減少する中において、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるために、職場の良好な人間関係づくりや結婚や出産、子育てを続けながら働く環境整備を介護サービス事業者に対して協力要請していきます。

また、介護現場における業務仕分けや課題に応じた介護ロボットやＩＣＴの活用、元気高齢者、外国人材を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組は、地域実情に応じてきめ細かく対応できる体制整備を図った上で、県と連携しながら関係者の協働のもと取組の周知等を進めるなど、介護職場のイメージ刷新に努めます。

さらに、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。



(3) ケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員の資質向上のため、ケアプランの点検、地域ケア会議、研修会の開催等を通じて、介護給付サービス等の分析による地域課題を共有し、課題を踏まえた適切なケアプランを作成できるよう、ケアマネジメントスキルの向上を図ります。

2 保険者機能の強化

(1) 第6期五戸町介護給付適正化計画

介護給付適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで4期にわたり、都道府県において介護給付適正化計画を策定し、都道府県と市町村が一体となって適正化に向けた戦略的な取組を推進し、展開を図ってきました。

2017年（平成29年）には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標を定めるものとされました。

このため、本町においても、国や青森県の指針を踏まえて、「第9期介護保険事業計画」に定めた事項を推進するため、「第6期介護給付適正化計画」を策定します。

計画期間は、第9期計画の期間との整合性を考慮し、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。

1) 計画の位置づけ

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことがあります。

このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本町においても、2040年（令和22年）等の中長期を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、包括的に支援する基盤を整えていく必要があります。

こうした中で、介護給付適正化の取組の重要性はさらに高まるものと考えられることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取組を継続していくこととします。

2) 第5期の検証

本町では、青森県が策定した「第5期青森県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「総覧点検・医療情報との突合」を引き続き実施しました。

第5期において、国の指針に掲げる主要適正化5事業すべてに取り組み、適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や保険料増大の抑制等、持続可能な介護保険制度の構築に資することができました。

3) 現状と課題

2000年（平成12年）4月に介護保険制度が始まり20年以上が経過した現在では、介護サービスの利用は大幅に拡大しています。その一方で、過剰なサービスや不適切なサービスの提供という問題も存在しています。

適正化対策事業の実施体制について、職員による対応と国保連への委託により実施していますが、「専門知識や経験を持つ職員がない」などの理由により、充分に取り組めていないのが現状です。

しかし、利用者が真に必要とする適切かつ過不足のないサービスを確保するため、また公平かつ効率的な介護保険制度の運営を目指す観点から、都道府県、市町村、国保連が連携を図り、より実効性の高い介護給付適正化の事業を進めていく必要があります。

4) 第6期の取組方針と目標

本町では、2040年（令和22年）等の中長期を見据え、必要な給付を適切に提供するための適正化対策事業を引き続き実施することが不可欠であると考え、第6期においても、必要なサービスが必要な人に供給されるよう、現在の事業の方法を工夫・変更しながら介護給付適正化に努めます。

① 要介護認定の適正化

認定調査の結果について調査票の点検を実施します。認定調査は、町の職員以外に事業所のケアマネジャーに委託しているものがありますが、点検結果から必要に応じて個別指導を行います。

調査員への指導として、県主催の研修会やe-ラーニング受講を働きかけ、受講状況を確認します。また、調査方法の解説を配布し、調査基準の解釈と特記事項の書き方の標準化のため、調査基準や判断の個人差が生じないように努めます。

■要介護認定適正化の実績と見込み

(単位)点検数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
認定調査票 点検数	全件	全件	全件	全件	全件

② ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、資料提出を求め、町職員等の第三者が点検及び支援を実施します。これにより、個々の利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

■ケアプラン点検の実績と見込み

(単位)点検数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
書面による 点検数	51	50	50	50	50

③ 住宅改修等の点検

◆ 住宅改修の点検

利用者の状況を踏まえ自立に資する住宅改修が行われるよう、事前申請時に提出される見積書、図面、写真及びケアマネジャーが作成した理由書などによる審査を実施します。また、完成後関係者への確認や訪問調査等を実施します。

■住宅改修の点検の実績と見込み

(単位)点検数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
申請書類 確認件数	9	12	10	10	10
訪問による 確認件数	3	3	3	3	3

◆ 福祉用具の点検

福祉用具利用者等に対する訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。特に、要介護認定の軽度者への福祉用具貸与については、自立を妨げないよう、医師の所見やサービス担当者会議の記録をもとに申請時に確認します。

■福祉用具の点検の実績と見込み

(単位)件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
申請書類 確認件数	16	18	12	12	12
訪問による 確認件数	10	10	10	10	10

④ 縦覧点検・医療情報との突合

利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、事業者への照会・確認等や、給付日数や提供サービスの整合性の点検を実施します。

また、利用者ごとに、過去に支払った介護給付費の請求について、複数月にまたがる請求における算定回数・日数等の確認や、サービス間・事業所間の給付の整合性の点検を実施します。

■縦覧点検・医療情報との突合の実績と見込み

(単位)件数:件

指標	実績	見込	計画		
	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
縦覧点検による指導・確認件数	1,795	2,000	2,200	2,200	2,200
医療との突合による確認件数	2,065	2,700	3,000	3,000	3,000

3 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護サービス情報の周知

① 「介護サービス情報の公表」制度の活用

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、事業者に対して介護サービス情報の公表を義務づけるものです。このため、介護サービス利用者や介護支援専門員が有効に活用できるよう制度の周知に努めます。

② 介護サービスの情報提供

要介護認定の申請時や認定調査時、認定結果の通知時には、利用案内のチラシなどを配布したり、ホームページや広報紙などを活用して介護サービスの情報提供を行っていきます。

(2) 要介護認定体制等の整備

① 要介護認定を行う体制の計画的な整備

今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定制度における業務の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備していきます。

② 要介護認定者に係る調査員の資格確認

在宅者及び施設入所者の認定調査は、町職員と町内居宅介護支援事業所や介護保険施設サービス事業所の介護支援専門員に委託しています。公正な認定調査を実施するため、定期的に町職員が直接調査を実施するなど、適正化に努めます。



③ 主治医の意見書等の管理

主治医の意見書をはじめとした認定申請書類等は、本町個人情報の保護に関する法律施行条例に従って厳重に保管し、徹底した管理を行います。

④ 文書負担の軽減に向けた取組

文書負担軽減の取組として、指定申請や報酬請求等について国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用を推進し、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業所が複数市町村に対して行う指定申請に係る事務負担の軽減を図ります。

(3) 災害時や感染症に対する対策

① 災害時における対策の備え

近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認が必要となります。

そのため、介護施設や事業所で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促し、本町、関係団体、県が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を図ります。

災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが持続的に提供できる体制を構築するよう介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

② 感染症に対応した対策の備え

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが必要となります。

そのため、介護施設や事業所が感染症発生時でもサービスを継続できる対応準備を定期的に確認するとともに、介護職員や関係者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に対応ができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要となります。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。さらに介護施設や事業所に対しては、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に関して要請していきます。

感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが持続的に提供できる体制を構築するよう、介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

4 介護給付サービスの利用状況と見込み量

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、身体介護や家事援助等を行うサービスです。

■訪問介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績		見込			計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	279,901	275,890	295,237	294,313	294,400			
	回数	8,095.3	7,782.9	8,417.3	8,379.0	8,376.0			
	人数	199	200	214	213	212			

② 訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、居宅に移動入浴車等で訪問し入浴介助するサービスです。

■訪問入浴介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績		見込			計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	10,517	14,093	14,205	13,926	13,926			
	回数	71	95	95.3	93.3	93.3			
	人数	16	19	22	22	22			
予防 給付	給付費	0	0	0	0	0			
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	人数	0	0	0	0	0			

③ 訪問看護

主治医が治療の必要があると認めた疾患状態にある要介護認定者に対して、居宅に訪問し看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

■訪問看護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	38,876	45,566	48,088	47,308	46,641
	回数	734.3	896.6	898.8	883.2	870.8
	人数	81	89	98	97	96
予防 給付	給付費	3,199	3,877	4,623	4,629	4,287
	回数	74.6	87.0	106.6	106.6	98.9
	人数	10	13	14	14	13

④ 訪問リハビリテーション

主治医がその治療の必要性を認めた要介護認定者に対して、居宅で理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

■訪問リハビリテーションの実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	1,841	1,226	1,377	1,379	1,379
	回数	52.8	36.4	39.9	39.9	39.9
	人数	5	4	4	4	4
予防 給付	給付費	254	290	247	247	247
	回数	7.5	8.6	7.2	7.2	7.2
	人数	1	1	1	1	1

⑤ 居宅療養管理指導

要介護認定者に対して、病院等の医師・歯科医師・薬剤師等が、居宅に訪問し療養上の管理及び指導を行うサービスです。

■居宅療養管理指導の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	7,511	12,018	14,358	14,269	14,675
	人数	76	125	143	142	146
予防 給付	給付費	169	191	241	241	241
	人数	2	3	3	3	3

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通う要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

2025年度（令和7年度）より、1事業所開設の予定です。

■通所介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	300,204	297,078	319,110	341,453	343,655
	回数	2,909	2,899	3,013.0	3,220.6	3,236.4
	人数	341	340	349	381	386

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設・病院・診療所等施設に通う主治医が治療の必要があると認めた要介護認定者に対し、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■通所リハビリテーションの実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	58,381	62,867	68,270	66,402	69,058
	回数	540.1	549.3	572.6	558.7	580.4
	人数	61	63	63	61	63
予防 給付	給付費	8,920	9,895	9,925	9,938	9,938
	人数	22	23	23	23	23

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム短期入所施設に短期間入所した要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

■短期入所生活介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	100,116	97,010	104,855	106,862	109,536
	回数	932.8	908.4	970.7	983.4	1,010.2
	人数	73	72	76	76	78
予防 給付	給付費	570	2,047	1,684	1,687	1,687
	回数	6.5	23.4	19.0	19.0	19.0
	人数	2	4	4	4	4

⑨ 短期入所療養介護（老健・病院等・介護医療院）

介護老人保健施設や医療機関等に短期間入所した在宅の要介護者等に対し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を行うサービスです。

■短期入所療養介護（老健）の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	3,021	1,669	2,190	2,193	2,193
	回数	21.0	12.2	14.6	14.6	14.6
	人数	3	2	2	2	2
予防 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0

■短期入所療養介護（病院等）の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0

■短期入所療養介護（介護医療院）の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し、日常生活を営む上で支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るために福祉用具や機能訓練のための貸出しを行うものです。

■福祉用具貸与の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	53,456	51,010	51,034	50,311	51,199
	人数	346	327	328	325	331
予防 給付	給付費	4,893	5,586	5,653	5,575	5,567
	人数	65	71	74	73	73

⑪ 特定福祉用具購入費

特定介護予防福祉用具を購入した場合に、その購入額の一定割合を支給するサービスです。

■特定福祉用具購入費の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	828	1,219	1,045	1,045	1,045
	人数	3	4	4	4	4
予防 給付	給付費	229	467	462	462	462
	人数	1	1	1	1	1

⑫ 住宅改修費

手すりの取り付け、段差の解消、和式から洋式への便器の取り替え等、小規模の住宅改修費用を一定の割合で支給するサービスです。

■住宅改修費の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	746	976	1,404	1,404	1,404
	人数	0	0	1	1	1
予防 給付	給付費	381	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居する方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

2025年度（令和7年度）より、住宅型有料老人ホーム1施設が事業変更する予定です。

■特定施設入居者生活介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	7,465	9,045	10,088	152,075	152,075
	人数	3	4	4	58	58
予防 給付	給付費	0	0	0	1,172	1,172
	人数	0	0	0	1	1

⑯ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービスを受けようとする者が適切な利用ができるよう、居宅介護支援事業者がケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者との連絡調整などケアマネジメントを行うサービスです。

■居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	108,020	104,856	101,232	100,456	101,891
	人数	549	531	508	503	510
予防 給付	給付費	4,486	4,967	5,103	4,999	4,999
	人数	82	89	92	90	90

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、原則として日常生活圏域の被保険者しか利用できず、他市町村のサービスを利用するためには、サービス所在地の保険者の同意を得て当該事業者を市町村が指定する必要があります。

また、市町村は事業所の指定・指導・監督を有し、市町村独自に事業量を設定していく必要があります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の自宅への定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員（ホームヘルパー）だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることができます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

② 夜間対応型訪問介護

夜間に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問するサービスです。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

■ 夜間対応型訪問介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等へ通い、その施設で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■ 地域密着型通所介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	1,824	2,421	1,979	1,982	1,982
	回数	20.3	24.2	21.4	21.4	21.4
	人数	2	2	2	2	2

④ 認知症対応型通所介護

要支援・要介護認定を受けた認知症高齢者がデイサービス事業を行う施設に通い、その施設で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■ 認知症対応型通所介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、回数:回/月、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	1,337	277	227	227	227
	回数	9.7	2.2	2.0	2.0	2.0
	人数	2	1	1	1	1
予防 給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設において、利用者の様態や希望に応じて「訪問」「通所」「宿泊」のサービスを組み合わせて柔軟に利用することができるサービスです。

新たに施設整備を行い、2026年度（令和8年度）よりサービスを開始する予定です。

■小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	68,201
	人数	0	0	0	0	26
予防 給付	給付費	0	0	0	0	2,657
	人数	0	0	0	0	3

⑥ 認知症対応型共同生活介護

要介護認定を受けた認知症高齢者が共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	137,602	145,594	150,008	150,718	150,782
	人数	45	46	48	48	48
予防 給付	給付費	961	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームなど指定を受けた特定施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

■地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	201,575	201,732	207,101	207,363	207,363
	人数	57	57	58	58	58

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせられるサービスです。

■看護小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行う施設サービスです。

■介護老人福祉施設の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	354,542	367,805	381,379	381,861	381,861
	人数	103	107	110	110	110

② 介護老人保健施設

病状が定期的要介護認定者に対し、医学的管理下のリハビリテーションや介護、看護を中心とした医療ケアと日常生活上の介護をあわせて提供する施設サービスです。

■介護老人保健施設の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	238,583	247,130	245,146	245,456	245,456
	人数	69	70	70	70	70

③ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者へ施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活の世話をを行うサービスです。

■介護医療院の実績と見込み

(単位)給付費:千円/年、人数:人/月

区分	単位	実績	見込	計画		
		2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)
介護 給付	給付費	4,950	11,954	24,976	22,481	22,481
	人数	1	4	11	11	11

■本町における福祉施設等一覧

(単位)定員:人

施設	定員	施設	定員
1 特別養護老人ホーム	163	4 認知症対応型デイサービス	6
① ハピネス五戸	50	① 銀杏苑※	6
② さくら荘	55	5 グループホーム	45
③ ひだまり	29	① ハピネス五戸	9
④ 素心苑	29	② 銀杏苑	18
2 ショートステイ	35	③ まきば	18
① ハピネス五戸	10	6 有料老人ホーム	141
② さくら荘	5	① かわらまち	34
③ ひだまり	10	② ひばりの	55
④ 素心苑	10	③ サテライトごのへ	21
3 デイサービス	185	④ つくし	31
① ハピネス五戸	35	7 居宅介護支援事業所	
② さくら荘	30	① 五戸町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	
③ コスモス	30	② ケアステーションハピネス五戸	
④ ルピナス	25	③ さくら荘居宅介護支援センター	
⑤ にこにこプラザ五戸	40	④ 居宅介護支援センター愛あい	
⑥ にこにこプラザ五戸サテライト	25	⑤ ケアプランセンターごのへ	

※2023年(令和5年)11月1日現在(※4①休止中)



第5章

介護保険料の算出



第5章 介護保険料の算出

1 高齢者人口推計

総人口・65歳以上人口ともに減少する見込みですが、65歳以上人口に比べ、総人口の減少幅が大きいことから、高齢化率はさらに上昇し、2040年度（令和22年度）は53.6%と予想されます。

■高齢者人口推計

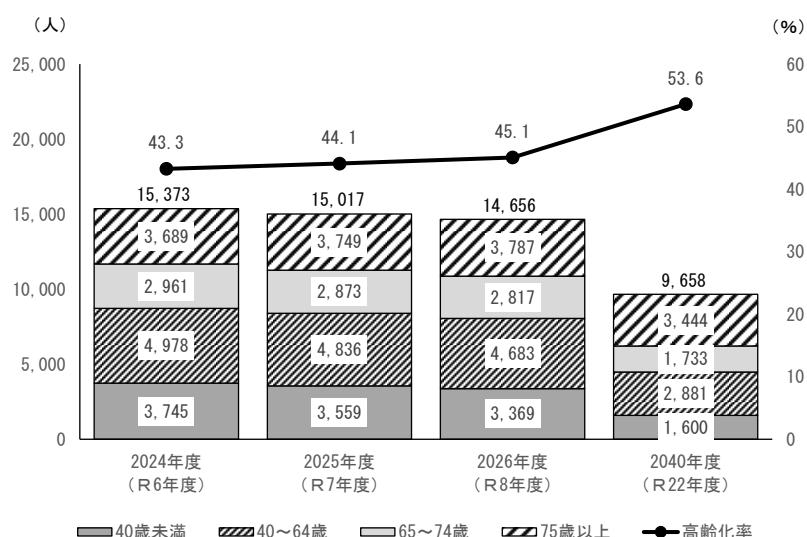
(単位)人口:人、比率:%

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
総人口 (A)	15,373	15,017	14,656	9,658
65～69歳人口	1,411	1,348	1,319	891
70～74歳人口	1,550	1,525	1,498	842
前期高齢者人口 (B)	2,961	2,873	2,817	1,733
比率 (B)/(A)	19.3	19.1	19.2	17.9
75～79歳人口	1,266	1,390	1,472	963
80～84歳人口	994	947	913	966
85歳以上人口	1,429	1,412	1,402	1,515
後期高齢者人口 (C)	3,689	3,749	3,787	3,444
比率 (C)/(A)	24.0	25.0	25.8	35.7
65歳以上人口 (D)	6,650	6,622	6,604	5,177
比率 (D)/(A)	43.3	44.1	45.1	53.6

※各年9月30日時点の住民基本台帳人口を基にコードホート方式により算出。

コードホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コードホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に変化を捉える方法をいう。

■人口と高齢化率の推計





2 要介護等認定者数推計

第1号被保険者における要介護等認定者数はほぼ横ばい傾向にあり、その後減少し、2040年度（令和22年度）は2024年度（令和4年度）より48人減少し、990人と予測されます。第2号被保険者における要介護等認定者数は緩やかに減少する見込みです。

■要介護等認定者数推計

(単位)認定者数:人

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
第1号被保険者数	1,038	1,029	1,041	990
要支援1	62	60	61	58
要支援2	96	93	92	86
要介護1	167	164	166	156
要介護2	192	194	196	191
要介護3	162	161	162	154
要介護4	209	207	211	200
要介護5	150	150	153	146
第2号被保険者数	20	20	19	13
要支援1	6	6	6	4
要支援2	4	4	3	2
要介護1	2	2	2	2
要介護2	1	1	1	0
要介護3	3	3	3	2
要介護4	3	3	3	2
要介護5	1	1	1	1
合計	1,058	1,049	1,060	1,003

資料:地域包括ケア「見える化」システム

3 被保険者数推計

(1) 被保険者数推計

第1号・第2号被保険者数はともに減少傾向にあり、2040年度（令和22年度）には2021年度（令和3年度）より約3割減少する見込みです。

■被保険者数推計

(単位)被保険者数:人

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
第1号被保険者数	6,650	6,622	6,604	5,177
第2号被保険者数	4,978	4,836	4,683	2,881
合計	11,628	11,458	11,287	8,056

(2) 所得段階別第1号被保険者数推計

■所得段階別第1号被保険者数推計

(単位)被保険者数:人

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	20240年度 (R22年度)
第1号被保険者数	6,650	6,622	6,604	5,177
第1段階	1,144	1,139	1,136	890
第2段階	831	828	825	647
第3段階	592	589	588	461
第4段階	871	867	865	678
第5段階	1,097	1,093	1,090	854
第6段階	1,018	1,013	1,010	792
第7段階	658	656	654	513
第8段階	259	258	258	202
第9段階	100	99	99	78
第10段階	27	27	26	21
第11段階	13	13	13	10
第12段階	7	7	7	5
第13段階	33	33	33	26

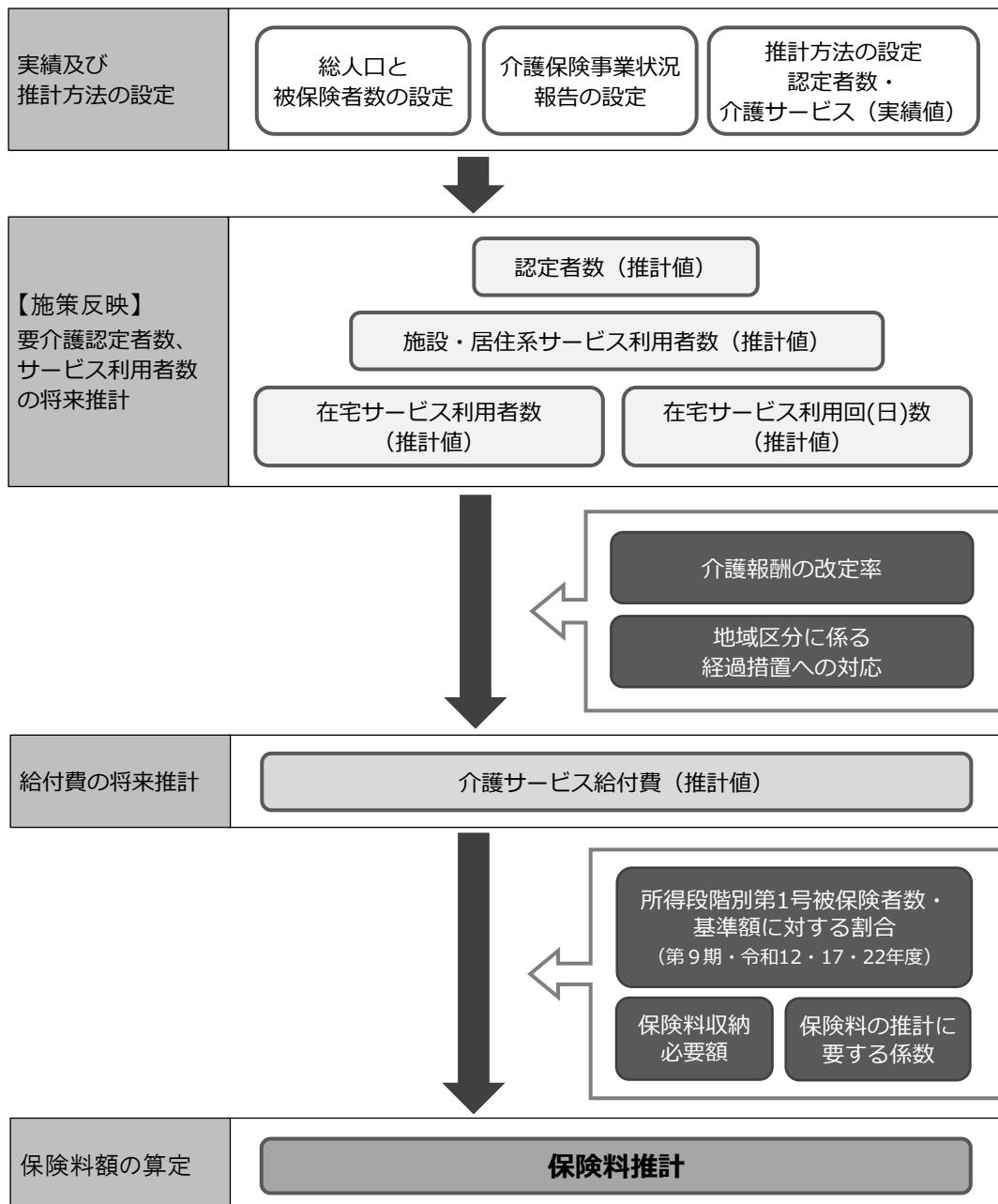
※直近3か年の実績から算出される割合を第1号被保険者数推計に乘じて算出。

4 介護保険料の推計

(1) 推計方法の手順

第9期計画の介護保険サービス事業費の推計は、国の提示した算定基準（「見える化」システム）に基づき、以下の手順において算出しました。

■介護保険料の推計手順



(2) 総給付費の見込み

① 介護給付費の推計

第9期、2040年度（令和22年度）の介護給付費の推計は、以下のとおりです。

■ 介護給付費の推計

(単位)給付費:千円

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
(1)居宅サービス	931,261	1,092,940	1,101,186	989,297
①訪問介護	295,237	294,313	294,400	250,741
②訪問入浴介護	14,205	13,926	13,926	12,323
③訪問看護	48,088	47,308	46,641	41,555
④訪問リハビリテーション	1,377	1,379	1,379	1,379
⑤居宅療養管理指導	14,358	14,269	14,675	12,887
⑥通所介護	319,110	341,453	343,655	313,141
⑦通所リハビリテーション	68,270	66,402	69,058	64,357
⑧短期入所生活介護	104,855	106,862	109,536	100,112
⑨短期入所療養介護(老健)	2,190	2,193	2,193	2,193
⑩短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	51,034	50,311	51,199	45,928
⑬特定福祉用具購入費	1,045	1,045	1,045	1,045
⑭住宅改修費	1,404	1,404	1,404	1,404
⑮特定施設入居者生活介護	10,088	152,075	152,075	142,232
(2)地域密着型サービス	359,315	360,290	428,555	422,018
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	1,979	1,982	1,982	1,982
④認知症対応型通所介護	227	227	227	227
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	68,201	64,869
⑥認知症対応型共同生活介護	150,008	150,718	150,782	147,790
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	207,101	207,363	207,363	207,150
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3)施設サービス	651,501	649,798	649,798	650,659
①介護老人福祉施設	381,379	381,861	381,861	375,388
②介護老人保健施設	245,146	245,456	245,456	252,790
③介護医療院	24,976	22,481	22,481	22,481
(4)居宅介護支援	101,232	100,456	101,891	93,492
介護給付費計	2,043,309	2,203,484	2,281,430	2,155,466

資料:地域包括ケア「見える化」システム将来推計

② 介護予防給付費の推計

第9期、2040年度（令和22年度）の介護予防給付費の推計は、以下のとおりです。

■ 介護予防給付費の推計

(単位)給付費:千円

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
(1)介護予防サービス	22,835	23,951	23,601	22,880
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	4,623	4,629	4,287	4,287
③介護予防訪問リハビリテーション	247	247	247	247
④介護予防居宅療養管理指導	241	241	241	241
⑤介護予防通所リハビリテーション	9,925	9,938	9,938	8,961
⑥介護予防短期入所生活介護	1,684	1,687	1,687	1,687
⑦介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	5,653	5,575	5,567	5,108
⑪特定介護予防福祉用具購入費	462	462	462	462
⑫介護予防住宅改修費	0	0	0	0
⑬介護予防特定施設入居者生活 介護	0	1,172	1,172	1,887
(2)地域密着型介護予防サービス	0	0	2,657	1,625
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅 介護	0	0	2,657	1,625
③介護予防認知症対応型共同生活 介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	5,103	4,999	4,999	4,610
介護予防給付費計	27,938	28,950	31,257	29,115

資料:地域包括ケア「見える化」システム将来推計

③ 総給付費の推計

(単位)給付費:千円

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2040年度 (R22年度)
介護給付費計	2,043,309	2,203,484	2,281,430	2,155,466
介護予防給付費計	27,938	28,950	31,257	29,115
総給付費	2,071,247	2,232,434	2,312,687	2,184,581
第9期計画期間中の合計			6,616,368	

(3) 標準給付費・地域支援事業費の見込み

① 標準給付費の推計

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの第9期標準給付費見込額を下記のとおり算定しました。

■ 標準給付費見込額

(単位)給付費等:円

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	第9期合計
総給付費	2,071,247,000	2,232,434,000	2,312,687,000	6,616,368,000
特定入所者介護サービス費等給付費	105,603,038	104,837,214	105,936,555	316,376,807
高額介護サービス費等給付費	55,556,175	55,160,089	55,738,508	166,454,772
高額医療合算介護サービス費等給付費	5,422,212	5,376,088	5,432,462	16,230,762
審査支払手数料	1,906,989	1,890,730	1,910,610	5,708,329
標準給付費見込額計	2,239,735,414	2,399,698,121	2,481,705,135	7,121,138,670

※特定入所者介護サービス費等給付費

介護施設での食費・居住費について、低所得者の負担上限額との差額を給付で補うための経費

※高額介護サービス費等給付費

介護サービスに対する自己負担が高額となった場合の負担軽減のための経費

※高額医療合算介護サービス費等給付費

医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額となった場合の負担軽減のための経費

※審査支払手数料

国保連に委託している介護給付費請求書の審査及び支払事務の手数料

② 地域支援事業費の推計

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業です。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業・任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」で構成され、保険料等の財源を用いて事業を行います。

第9期計画期間における地域支援事業費の見込額は、次のとおりです。

■ 地域支援事業費の見込額

(単位)事業費:円

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	第9期合計
介護予防事業・日常生活支援総合事業費	81,898,000	83,333,000	83,349,000	248,580,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	30,440,000	30,500,000	30,600,000	91,540,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	13,530,000	13,530,000	13,530,000	40,590,000
地域支援事業費見込額計	125,868,000	127,363,000	127,479,000	380,710,000

(4) 第9期計画期間における介護保険料基準額

① 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出方法

第9期介護保険料基準額（月額）は、以下のとおりです。

■ 第1号被保険者の介護保険料基準額算出

標準給付費見込額計(第9期合計)	7,121,138,670	円
	+	
地域支援事業費見込額計(第9期合計)	380,710,000	円
	=	
介護保険総事業費見込額	7,501,848,670	円
	×	
第1号被保険者負担割合	23.00	%
	=	
第1号被保険者負担分相当額	1,725,425,194	円
	+	
調整交付金相当額	368,485,934	円
	-	
調整交付金見込額	558,660,000	円
	+	
財政安定化基金拠出金見込額	0	円
	+	
財政安定化基金償還金	0	円
	-	
準備基金取崩額	37,500,000	円
	=	
保険料収納必要額	1,497,751,128	円
	÷	
予定保険料収納率	98.00	%
	÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数※	18,459	人
	=	
介護保険料基準額(年額)	82,795	円
	÷	
12か月	12	か月
	≒	
第9期介護保険料基準額(月額)	6,900	円

※第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計
（＝所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準値を算定します。

※第9期介護保険料基準額（月額）は、100円未満を切り上げしています。

■ 介護保険料基準額の推計

(単位)基準額:円、伸び率:%

	第9期	第11期	第14期 (2040年度)
第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)	6,900	8,268	8,986
(参考)介護保険料基準額の伸び率(対第8期保険料)	4.5	25.3	36.1

② 第1号被保険者保険料（第9期）の設定

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、所得段階に応じた額となります。この保険料は、基準月額をもとに低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて13段階に調整されます。

■第1号被保険者の介護保険料（第9期）

(単位)保険料:円

所得段階	住民税 課税状況	所得状況	調整率	月額 保険料	年額 保険料
第1段階	本人 非 課 税	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285 (0.455)	1,966.5	23,598
第2段階		○本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485 (0.685)	3,346.5	40,158
第3段階		○本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.685 (0.69)	4,726.5	56,718
第4段階		○本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	6,210	74,520
第5段階		○本人の前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	6,900	82,800
第6段階	本人 課 税	○本人の前年合計所得金額が120万円未満	1.20	8,280	99,360
第7段階		○本人の前年合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,970	107,640
第8段階		○本人の前年合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	10,350	124,200
第9段階		○本人の前年合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	11,730	140,760
第10段階		○本人の前年合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	13,110	157,320
第11段階		○本人の前年合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	14,490	173,880
第12段階		○本人の前年合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	15,870	190,440
第13段階		○本人の前年合計所得金額が720万円以上	2.40	16,560	198,720

※所得段階第1段階から第3段階までの()は、低所得者軽減措置前の内容です。

※月割計算により年額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。





第6章



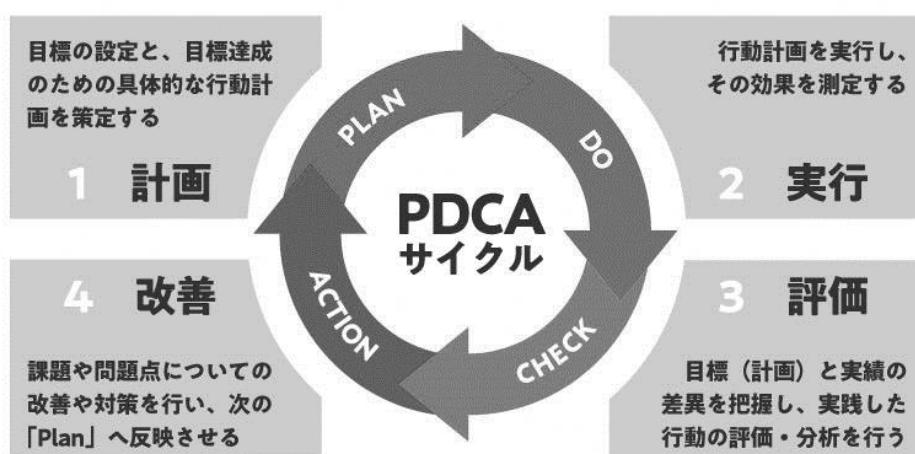
計画の推進と評価等



第6章 計画の推進と評価等

1 計画運用に関するP D C A サイクルの推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、P D C A (Plan[計画立案] Do[実行] Check[評価] Action[改善]) サイクルを活用して本町の保険者機能の強化を行います。そのため、2017年（平成29年）の法改正を受け、地域課題を分析して地域の実情に即して高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載し、目標に対する実績評価と評価結果の公表を行います。また、実績の評価結果については県へ報告することが義務化されました。



（1）計画の進行管理及び点検体制

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の点検は、本計画の性格から保健、医療、福祉が一体となった包括的なものでなければならないことから、保健、医療、福祉スタッフからなる「地域包括支援センター運営協議会」において、年度毎に計画などの達成状況について点検を行います。

【点検評価内容】

- ・介護保険対象サービスの状況、介護サービス事業者相互間の連携状況等の評価
- ・介護保険給付対象外のサービス（介護予防事業、地域支援事業）の実施状況等の評価
- ・行政機関における調整及び連携等の点検評価
- ・サービスの質的・量的な観点や地域の保健医療・福祉の関係者等の意見を反映した評価
- ・住民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価

(2) 保険者機能強化推進交付金等の活用

2017年(平成29年)の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受け、2018年度(平成30年度)より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、2020年度(令和2年度)には、新たに予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図っていきます。

■保険者機能強化推進交付金等の評価結果（2023年度）

(単位)項目数:項目、配点・得点・平均点:点

評価指標の項目	項目数	配 点	五戸町 の得点	平均点	
				青森県	全 国
I P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	7	170	75	115	104
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	44	1,775	1,040	995	934
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	100	40	67	58
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	7	165	75	102	95
(3)在宅医療・介護連携	5	120	65	95	89
(4)認知症総合支援	5	140	70	102	91
(5)介護予防／日常生活支援	12	560	325	291	277
(6)生活支援体制の整備	5	90	45	63	59
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	5	600	420	275	265
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	11	240	95	134	118
(1)介護給付の適正化等	7	120	80	81	65
(2)介護人材の確保	4	120	15	53	53
合 計	62	2,185	1,210	1,244	1,156



2 推進体制の整備・強化

(1) 内部推進体制の強化

計画の推進体制については、地域包括支援センター運営協議会等において、第9期計画期間中に定期的に会議を開催し、高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の進捗状況の把握・検証を行い、計画を推進するとともに、新たに必要と考えられる施策があれば、関係機関・団体等との協議・検討などを行い、高齢者福祉並びに介護保険事業の施策を推進します。

(2) 県による市町村支援

保険者機能の強化を図る際には国と県による重層的な支援が受けられるよう、2017年(平成29年)の法改正において県による市町村支援が法律上に位置づけられました。これにより市町村は、県から積極的かつ丁寧な支援を受けることができるようになりました。

(3) 近隣の市町村相互間の連携

本町は介護保険事業の運営主体であり、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図る責務があります。

地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。





資料編







資料編

1 アンケート調査実施概要

(1) 調査の目的

第9期計画の策定にあたっては、高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、本町における地域を含めた課題整理を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスのあり方を検討し、将来推計の基盤資料を得るため、本調査を実施しました。

(2) 調査の概要

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	令和4年10月24日現在、五戸町に居住する65歳以上の高齢者（要支援1・2認定者及び事業対象者含む）
調査方法	郵送方式
調査期間	令和4年11月14日～令和4年12月5日
回収数(回収率)	1,427件(71.4%)

■在宅介護実態調査

調査対象者	令和4年11月30日現在、五戸町に居住し、在宅で生活する65歳以上の方で、要介護認定を受けている方のうち、「要介護認定更新申請・区分変更申請」された方
調査方法	郵送方式
調査期間	令和5年1月10日～令和5年1月30日
回収数(回収率)	205件(51.4%)

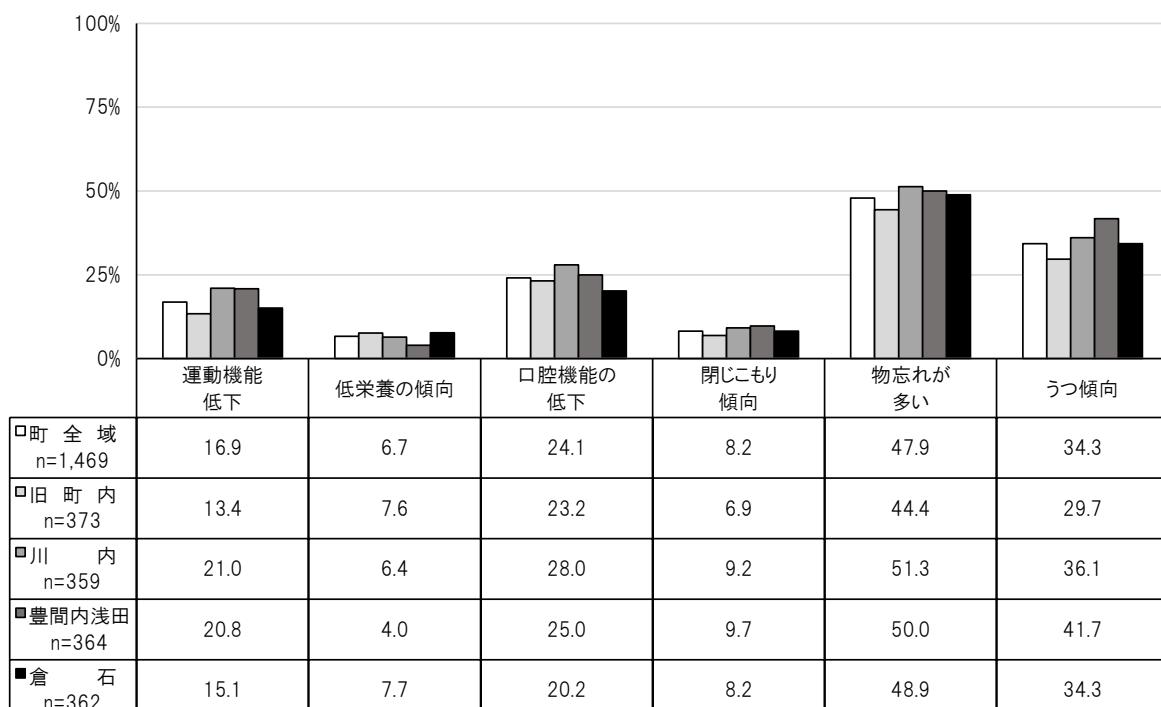


(3) 調査結果から見えた高齢者の現状

① リスクに該当する高齢者の状況

- リスク別に町全域より出現率が高い地区をみると、「運動機能低下リスク」「口腔機能の低下リスク」「閉じこもり傾向」「物忘れ」「うつ傾向」は川内地区と豊間内浅田地区、「低栄養の傾向リスク」は旧町内と倉石地区となっています。

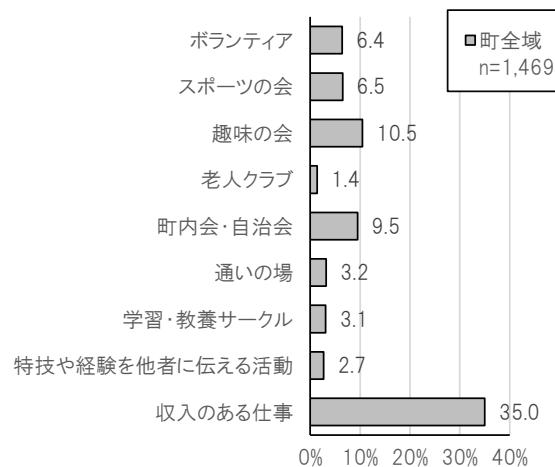
■リスクに該当する高齢者の出現率



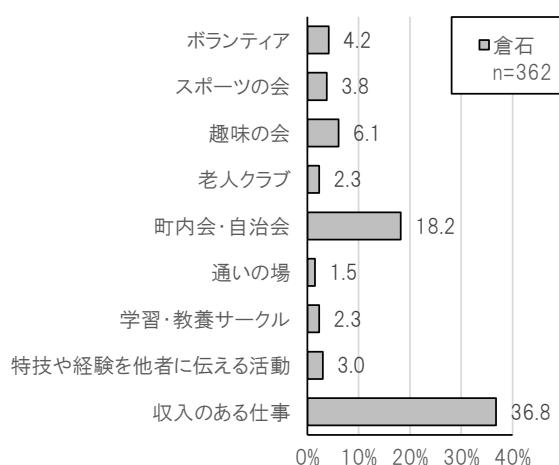
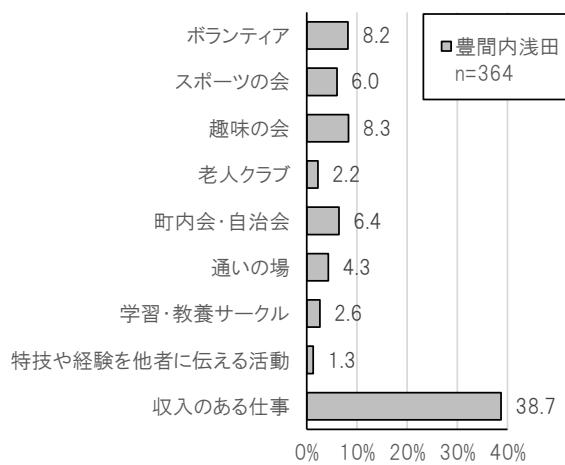
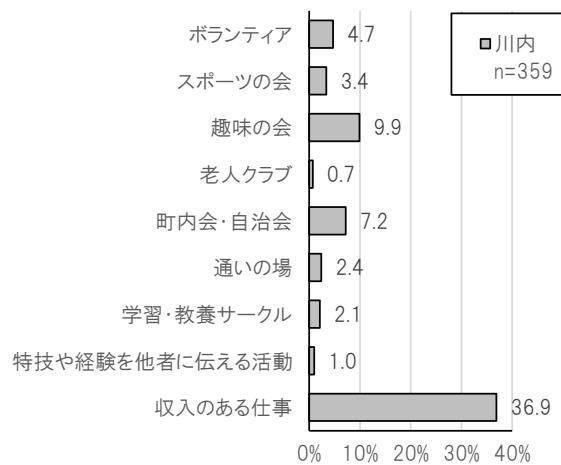
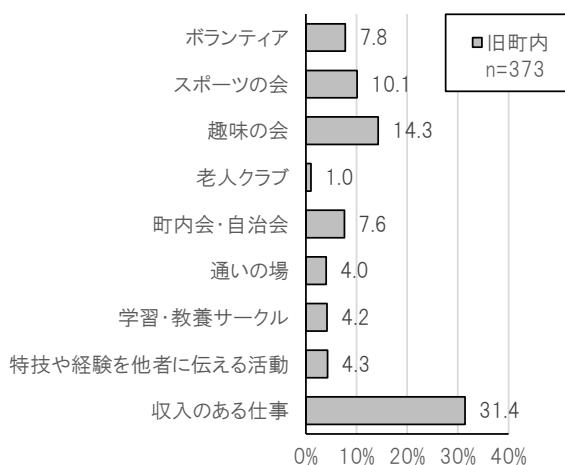
② 地域での活動について

- 地域のグループ活動等への参加状況をみると、町全域では「収入のある仕事(35.0%)」が最も高く、次いで「趣味の会(10.5%)」、「町内会・自治会(9.5%)」となっています。
- 地区別にみると、旧町内は「ボランティア」「スポーツの会」「趣味の会」「通いの場」「学習・教養サークル」「特技や体験を他者に伝える活動」、豊間内浅田地区は「ボランティア」「老人クラブ」「通いの場」「収入のある仕事」、倉石地区は「老人クラブ」「町内会・自治会」「特技や体験を他者に伝える活動」「収入のある仕事」が町全域よりも高くなっています。

■グループ等への参加状況



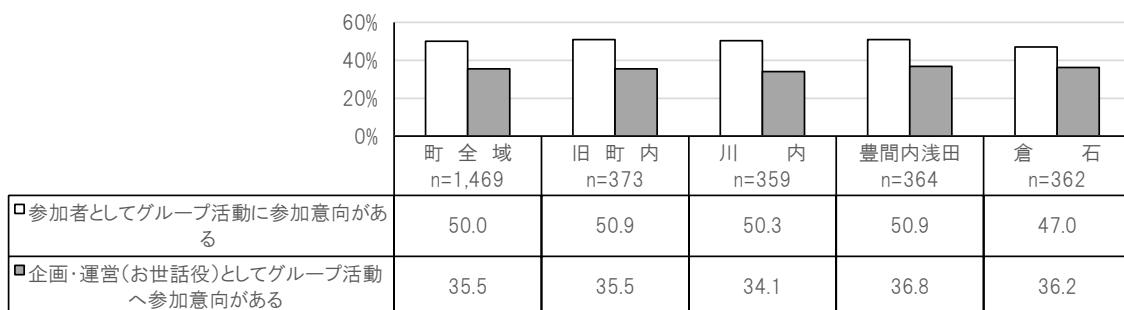
※参加している割合は、【問5】1)(1)ボランティア、(2)スポーツの会、(3)趣味の会、(4)老人クラブ、(5)町内会・自治会、(6)学習・教養サークル、(7)通いの場、(8)特技や経験を他者に伝える活動、(9)収入のある仕事で、「月1回以上」に回答した割合です。



③ 地域づくりに対する参加意向

- 「参加者としてグループ活動に参加意向がある」方の割合は、「倉石」を除く3地区で町全域より高くなっています。
- 「企画・運営（お世話役）として活動へ参加意向がある」方の割合は、「豊間内浅田」「倉石」で町全域より高くなっています。

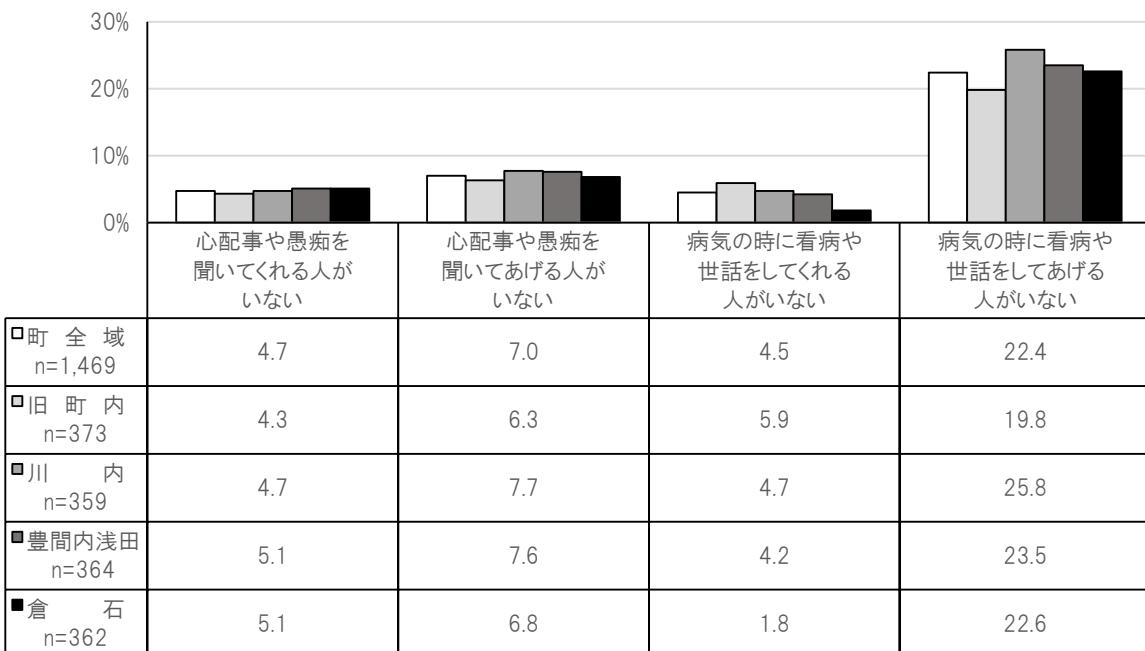
■グループ活動等への参加意向



④ たすけあいの状況

- 「心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない」は、「豊間内浅田」「倉石」で、「心配事や愚痴を聞いてあげる人がいない」は、「川内」「豊間内浅田」で、「病気の時に看病や世話をしてくれる人がいない」は、「旧町内」「川内」で、「病気の時に看病や世話をしてくれる人がいない」は「旧町内」を除く3地域で町全域より高くなっています。

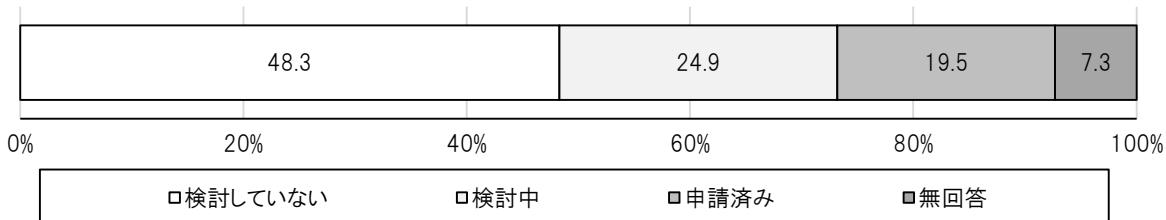
■たすけあいの状況



⑤ 施設等への入所・入居の検討

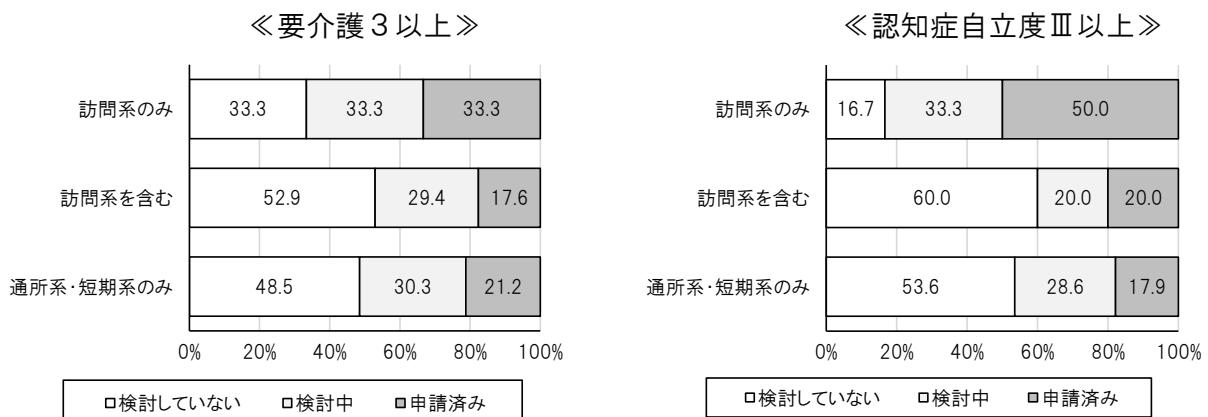
○施設等への入所・入居について「検討していない（48.3%）」が約5割を占めています。「検討中」または「申請済み」の割合の合計は44.4%となっています。

■施設等への入所・入居に関する検討状況



○「サービス利用状況」別に「施設等への入所・入居の検討状況」をみると、『訪問系のみ』利用者は、施設等への入所・入居を「検討中」または「申請済み」の割合の合計が、『要介護3以上』は66.6%、『認知症自立度Ⅲ以上』は83.3%となり、『訪問系を含む』『通所系・短期系のみ』サービス利用者の割合より高くなっています。

■「サービス利用状況」別・「施設等への入所・入居の検討状況」

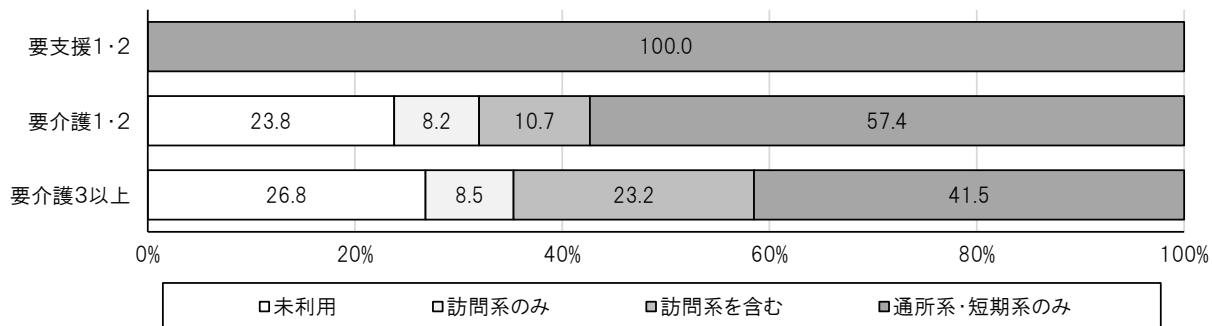


○「要支援・要介護度」別に「サービス利用状況」をみると、『要支援1・2』『要介護1・2』は、「通所系・短期系のみ」(100.0%、57.4%)の利用が50%を超えております。

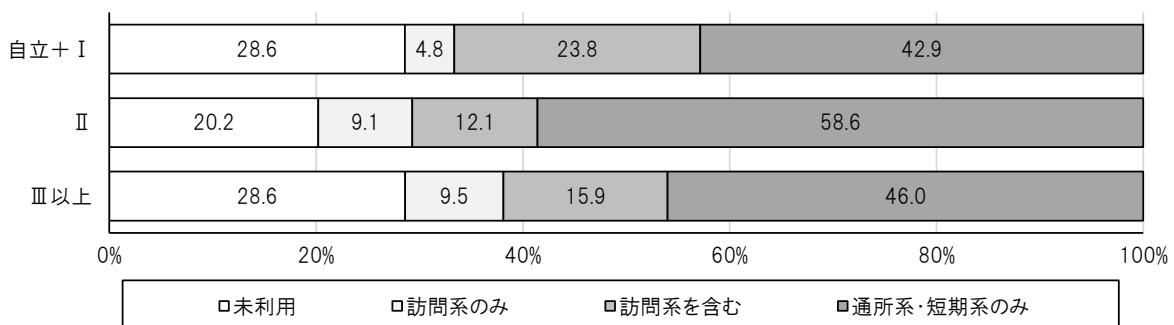
○「認知症自立度」別に「サービス利用状況」をみると、『自立+I』で「訪問系を含む」(23.8%)が20%台となっており、『II』『III以上』と比較すると高くなっています。また、『II』で「通所系・短期系のみ」が58.6%となり、『自立+I』『III以上』と比較すると高くなっています。



■ 「要支援・要介護度」別・「サービス利用状況」



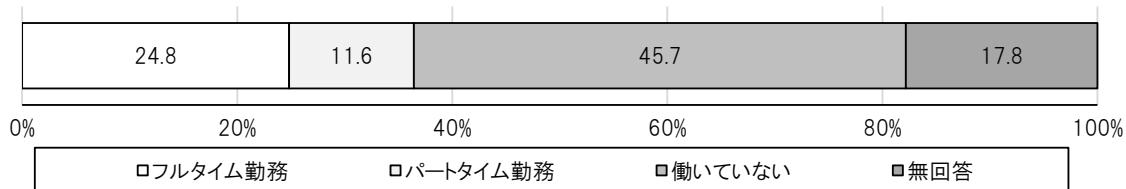
■ 「認知症自立度」別・「サービス利用状況」



⑥ 主な介護者の就労状況と介護の両立

○主な介護者の就労状況をみると、「働いていない」は45.7%、「フルタイム勤務」または「パートタイム勤務」の割合の合計は36.4%となり、約4割の方が就労しています。

■主な介護者の就労状況

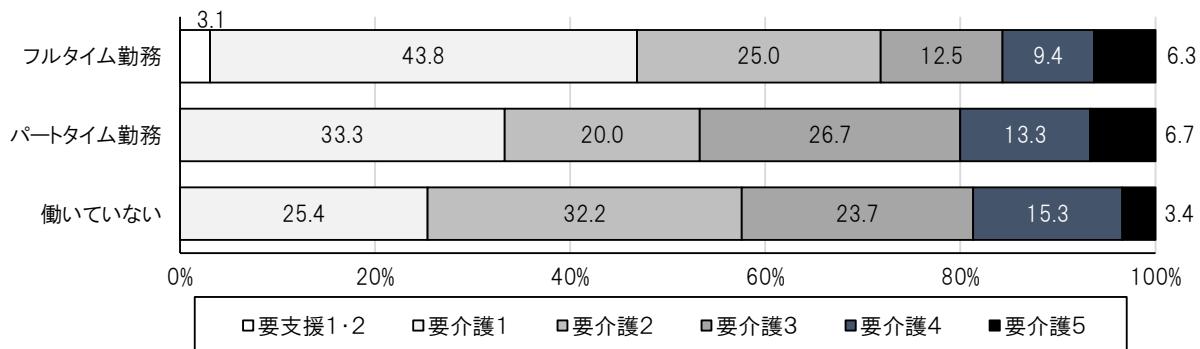


○「主な介護者の就労状況」別に「要支援・要介護度」をみると、『フルタイム勤務』は「要支援1・2」「要介護1」「要介護2」の軽度認定者の割合の合計が71.8%と高くなっています。『パートタイム勤務』は「要介護3以上」の重度認定者の割合の合計が46.7%と高くなっています。

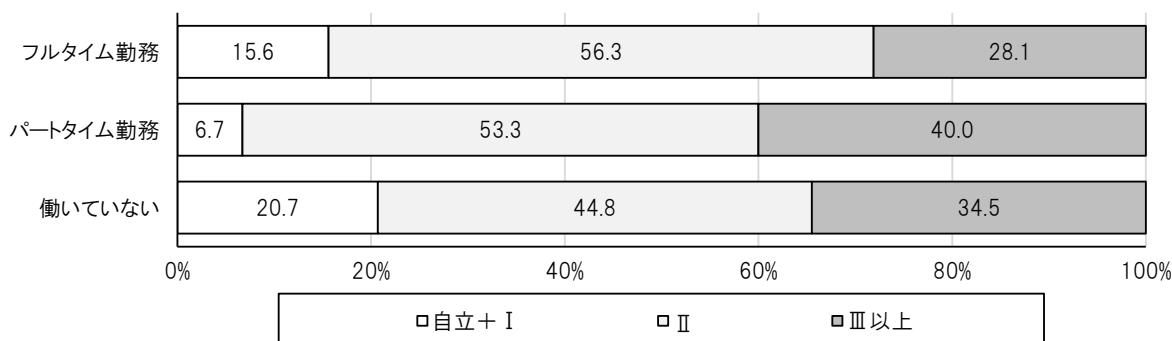
○「主な介護者の就労状況」別に「認知症自立度」をみると、『フルタイム勤務』は「Ⅲ以上」が28.1%、『パートタイム勤務』は40.0%で、『フルタイム勤務』の約1.5倍となっています。



■ 「主な介護者の就労状況」別・「要介護度」

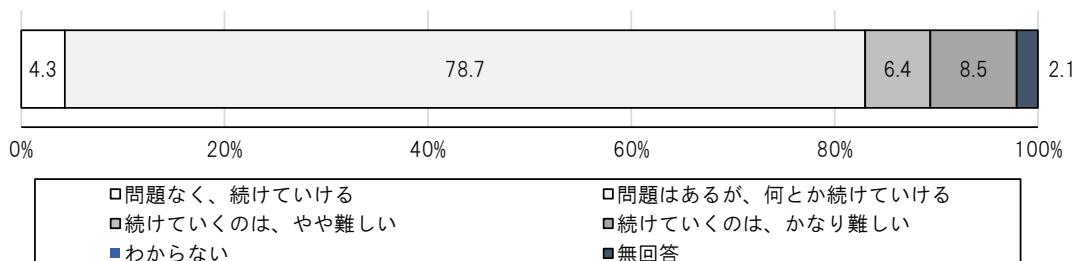


■ 「主な介護者の就労状況」別・「認知症自立度」



○就労している主な介護者の約8割が仕事と介護の両立について「問題なく、続いている」(4.1%) または「問題はあるが、何とか続いている」(78.7%) と回答しています。一方、「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合は合計で 14.9%となっています。

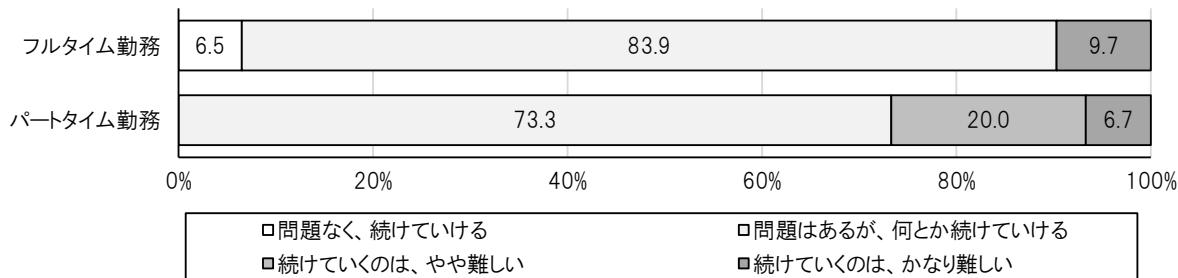
■ 仕事と介護の両立継続の可否



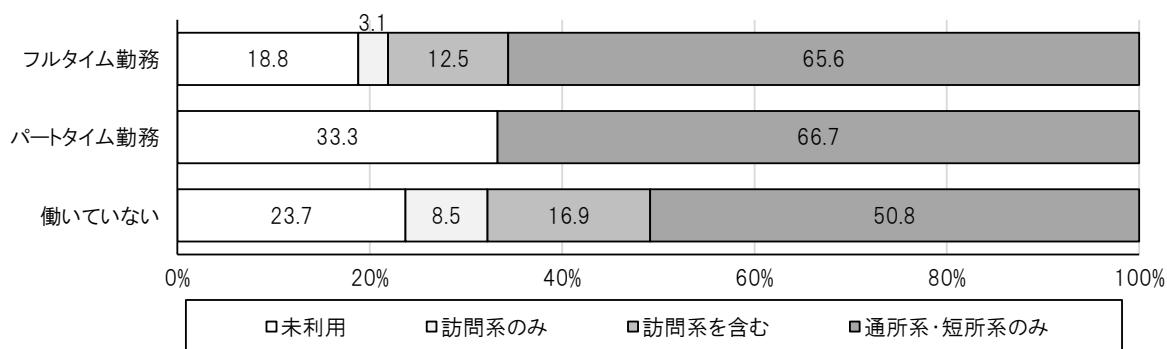
- 「主な介護者の就労状況」別に「仕事と介護の両立継続の可否」をみると、「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と回答した介護者は、『フルタイム勤務』で 9.7%、『パートタイム勤務』で 26.7% となっています。
- 「主な介護者の就労状況」別に「サービス利用状況」をみると、「通所系・短期系のみ」の割合は、『フルタイム勤務』で 65.6%、『パートタイム勤務』で 66.7% となっています。



■ 「主な介護者の就労状況」別・「仕事と介護の両立継続の可否」



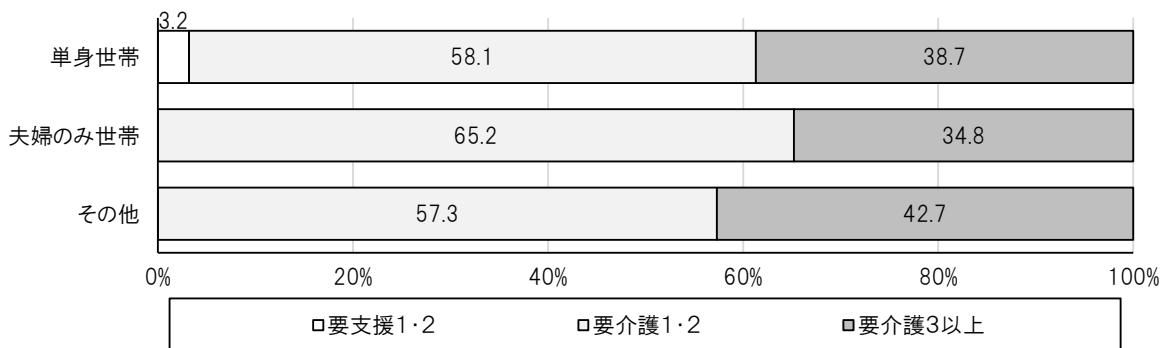
■ 「主な介護者の就労状況」別・「サービス利用状況」



⑦ 世帯類型による高齢者の状況

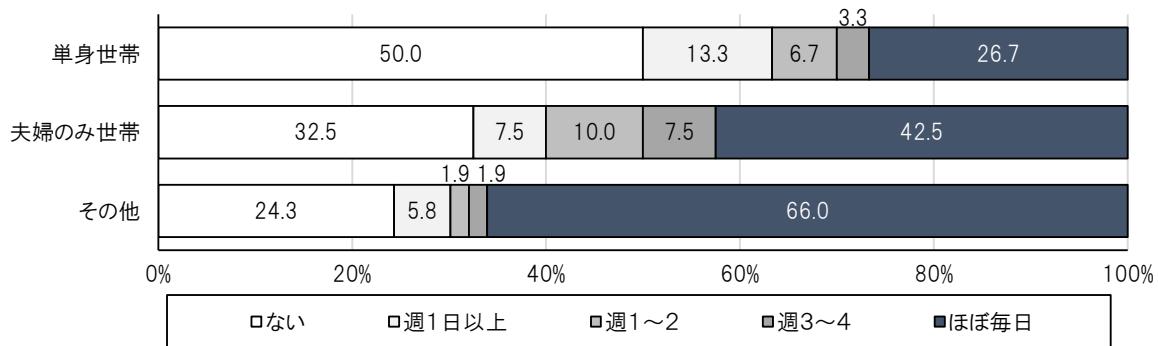
- 「世帯類型」別に「要支援・要介護度」をみると、『単身世帯』の38.7%、『夫婦のみ世帯』の34.8%、『その他』の42.7%は「要介護3以上」となっています。

■ 「世帯類型」別・「要支援・要介護度」



- 「家族等による介護の頻度」をみると、「週2回以下」の割合の合計は、『単身世帯』が70.0%、『夫婦のみ世帯』が50.0%となっています。

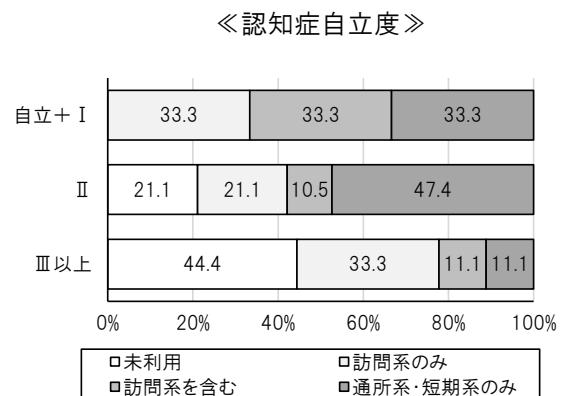
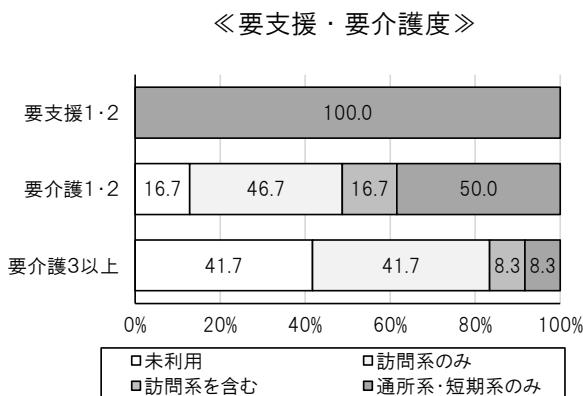
■ 「世帯類型」別・「家族等による介護の頻度」



- 単身世帯における「サービス利用状況」をみると、訪問系サービスの利用割合（「訪問系のみ」+「訪問系を含む」）は、『要介護3以上』が50.0%、『認知症自立度Ⅲ以上』が44.4%となっています。

- 夫婦のみ世帯における「サービス利用状況」をみると、訪問系サービスの利用割合（「訪問系のみ」+「訪問系を含む」）は、『要介護3以上』が31.3%、『認知症自立度Ⅲ以上』が44.4%となっています。

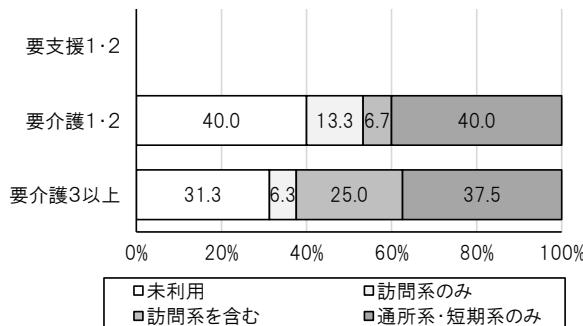
■ 単身世帯におけるサービス利用状況



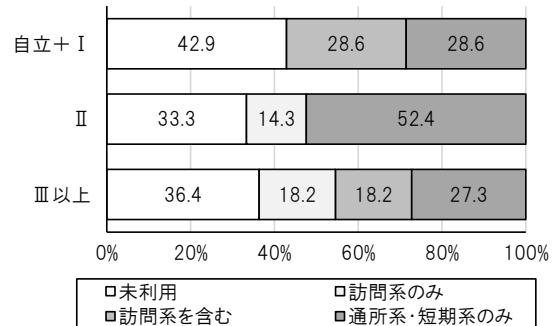


■夫婦のみ世帯におけるサービス利用状況

『要支援・要介護度』



『認知症自立度』

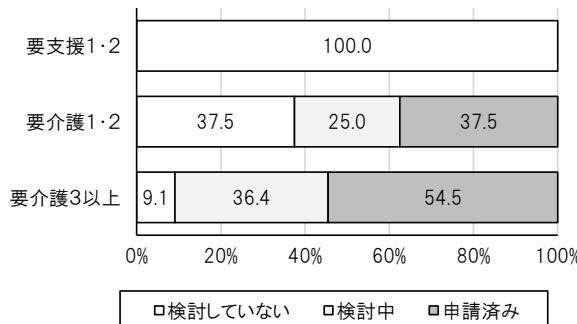


○単身世帯における「施設等への入所・入居に関する検討状況」をみると、「検討中」または「申請済み」は、『要介護3以上』で90.9%、『認知症自立度III以上』で77.8%となっています。

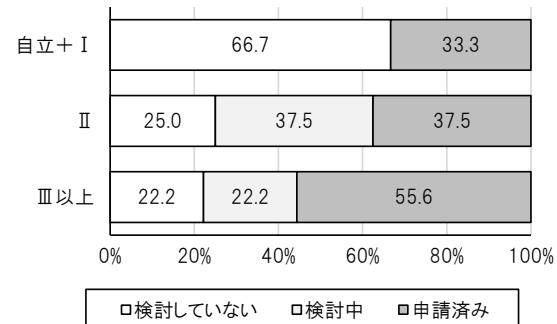
○夫婦のみ世帯における「施設等への入所・入居に関する検討状況」をみると「検討中」または「申請済み」は、『要介護3以上』で62.5%、『認知症自立度III以上』で63.7%となっています。

■単身世帯における施設等への入所・入居に関する検討状況

『要支援・要介護度』

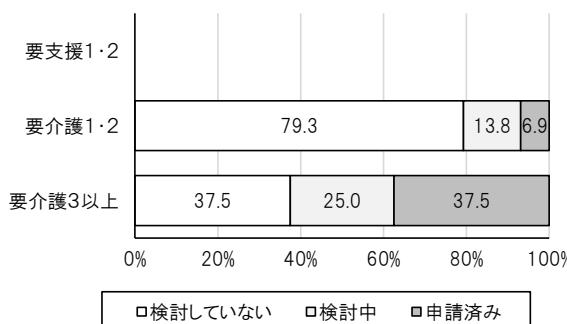


『認知症自立度』

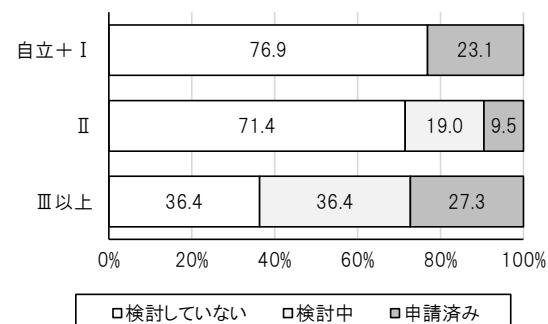


■夫婦のみ世帯における施設等への入所・入居に関する検討状況

『要支援・要介護度』



『認知症自立度』





2 五戸町介護保険事業計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の一体的な策定等を行うため、五戸町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて会議の議事に關係のある委員以外の者に対し、会議の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険事業計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



3 五戸町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

(任期：2023年（令和5年）1月24日～2024年（令和6年3月31日）

区分	氏名	所属
1 学識経験者	大沢 義之	五戸町議会民生常任委員会委員長
2 学識経験者 (副委員長)	川村 國芳	五戸町民生委員児童委員協議会会长
3 学識経験者	久保 哲男	五戸町老人クラブ連合会会长
4 学識経験者	中谷 正幸	五戸町人権擁護委員
5 学識経験者	江渡 まき	五戸町連合女性会事務局
6 保健医療関係者	安藤 敏典	五戸総合病院院長
7 福祉関係者 (委員長)	向山 裕	五戸町社会福祉協議会会长
8 福祉関係者	宮 雅子	五戸地域介護支援専門員連絡協議会会长
9 福祉関係者	下平 和宏	ケアステーションハピネス五戸管理者
10 福祉関係者	新井田 壽弘	特別養護老人ホームひだまり施設長
11 福祉関係者	照井 史子	特別養護老人ホーム素心苑施設長
12 被保険者代表	岩井 夏子	第1号被保険者
13 被保険者代表	三浦 宮子	第1号被保険者
14 被保険者代表	柳沢 一範	第2号被保険者
15 被保険者代表	松尾 博之	第2号被保険者



4 五戸町介護保険事業計画等策定委員会の開催状況

	開催日	審議案件
1	2023年(令和5年) 1月24日	委嘱書交付、組織会 (1)第9期計画スケジュール（案）について (2)当町における介護保険サービス事業所について (3)第8期保険料について (4)第8期計画進捗状況について (5)第9期計画策定検討のための基礎調査について
2	2023年(令和5年) 3月23日	(1)高齢者の健康、交流及び生きがいづくりの支援について (2)在宅生活改善調査の調査結果について
3	2023年(令和5年) 5月22日	(1)当町における介護保険サービス事業所について (2)介護保険制度見直しに関する国の意見について (3)介護保険給付実績の自治体比較に基づく地域分析について (4)第9期計画策定に向けた調査の実施について
4	2023年(令和5年) 7月28日	(1)当町における介護保険サービス事業所について (2)各種実態調査の調査結果について
5	2023年(令和5年) 10月5日	(1)第8期計画進捗状況について (2)第9期計画に向けた介護サービスについて
6	2023年(令和5年) 11月7日	(1)第9期計画に向けた施設整備について
7	2024年(令和6年) 1月19日	(1)第9期計画期間における介護保険料基準額等について
8	2024年(令和6年) 1月31日	(1)第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

※第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について、2024年(令和6年)2月2日から2024年(令和6年)2月12日までパブリックコメントを実施しました。

※第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（最終案）については、書面により了承を得ました。

**第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)**

発行日 令和6年3月

発行元 五戸町 介護支援課 介護保険班

住 所 〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

TEL 0178-62-7956 FAX 0178-62-2216

URL <https://www.town.gonohe.aomori.jp/>
